

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
177	4月12日	41396	リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】銀行持株会社の子会社等の中古物品販売業務及びメンテナンス業務に係る収入制限。リース業務を営む会社に限り、中古物品売買及びメンテナンス業務が解禁されており、他の非銀行系リース会社が持つような專業子会社は認められていない。不動産リースのユーザー・デフォルト時の物件賃貸に係る制限。リース子会社における不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内でリース子会社がその第三者と直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあるとの金融庁見解を得ている。また、主要行等に係る監督指針において「いわゆる自己競落会社の取扱い」について、当該会社には取得した不動産の価値向上のための有効活用に努める旨の記載があるが、リース子会社自身が不動産所有者として同様の機能を持つことについては明示されていない。</p>	都銀懇話会	金融庁
178	4月12日	5月2日	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	<p>銀行法第52条の23の2及び銀行法施行規則第34条の19の3における「商品の売買」を、「商品の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理」とし、商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理を明示的に認めていただきたい。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
178	4月12日	5月2日	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	<p>商品デリバティブ業務において、わが国金融機関の国際競争力を確保し、かつ、関連リスクを最小限に抑制するため、商品の売買だけではなく、その媒介、取次ぎ又は代理を行うことも有効であり、かかる業務を特例子会社対象業務として認めていただく必要があるため。その詳細は以下のとおり。平成19年12月に取りまとめられた金融審議会金融分科会第二部会報告(以下、第二部会報告)において、「米国においては、金融持株会社(FHC)傘下の銀行の兄弟会社が、商品デリバティブの補完的業務との位置付けで、リスク管理上の一定の制約の下、商品の現物取引を許容されている事例があり、我が国金融機関の国際競争力の確保等の観点から、商品取引を銀行グループに一切認めないとることは適当とは考え難い。」と述べられている。これを受け、改正銀行法施行規則では、商品の売買が、一定の条件のもとに銀行持株会社の子会社の業務として認可対象とされた。しかし、売買の媒介、取次ぎ又は代理は、認可対象として明示されていない。他方、第二部会報告の中では、商品の現物取引を銀行グループの業務として認める場合には、上記のとおり、現行制度において、「一般に商品の現物の売買は、物を保有することによるリスクを伴い、本来の銀行・保険業務とその性質やリスクに親近性・同質性が認められないことを踏まえ、他業禁止の趣旨の徹底を図るとの考え方に基づくもの」であることからこれを認めてこなかった点にも十分留意する必要がある旨の指摘がなされている。この点については、商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理は、商品の売買よりも、商品現物を保有することがない以上、商品の現物取引に関与することに伴う特有のリスクは低いといえ、商品の売買を認めるに比べ、そのリスクは低く他業禁止の趣旨からすればその許容性はむしろ高いといえる。わが国金融機関が、今後、新たに特例子会社を設置していくにあたり、商品の保有に伴うリスクを低減しつつ、かつ商品の運搬等にかかるリスクを負うことなく、当該業務のノウハウを蓄積していくためにも、商品の売買そのものだけでなく、相対的にリスクの低い商品売買の媒介、取次ぎ又は代理を行うことも有効な手段になりうるものである。なお、現行規制に従って、持株特定子会社を介在させた売買取引を行う方法により売買の媒介を代替することはある程度可能であると考えられるが、その場合は現物保有リスクや市場リスクを全面的に負うこととなり、想定以上のリスクを抱える可能性もある。そのため、こうしたリスクの抑制には、商品売買の媒介、取次ぎ又は代理についても認可対象として明示していただくことが必要であるものと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁
			銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等】 銀行法第52条の23の2第2項及び銀行法施行規則第34条の19の3において規定される特例子会社対象業務(持株特定子会社の対象業務)では、一定の(銀行法第10条の2の14に規定される)商品の売買は認められているが、その媒介、取次ぎ又は代理に関する記載がない。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
179	4月12日	5月2日	外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	<p>外貨定期預金(1年物)について、以下のケースで物理的に暦年ベースで1年を超えるケースでも、「同一内容の特例」を適用し、法定書面の交付省略の許容。?期間応当日が休日(海外の休日を含む)の場合に翌銀行営業日を満期日とする取扱い。月末営業日が預入(継続)日の場合で、期間応当月の月末営業日を満期日とする取扱い。</p> <p>【要望理由】 預入期間1年物の外貨定期預金について、技術的なシステム仕様から預入期間が暦年ベースで1年を数日超える可能性があるが、数日超えることによる顧客のリスク度合いは変わらず顧客保護の観点からも問題ない。また、1年を数日超えることにより法定書面を送付することについて、却て顧客からの苦情(紙面や郵便代の無駄)も散見される。【制度の現状(現行規制の概要等)】過去1年以内に「同一の内容」の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付している場合は、改めて契約締結前交付書面を交付する必要はない。また、特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合にも、改めて契約締結時交付書面を交付する必要はない。ここでいう「1年以内」について、パブリックコメント(「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について(平成19年7月31日)P624-16)では「暦年ベースで1年を超える場合には、同一内容の特例は適用されないとある。</p>	都銀懇話会	金融庁
180	4月12日	5月2日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<p>不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。</p> <p>【要望理由】 一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関においてこの業務により経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルIIIに基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能(媒介等のみであり、不動産自体を自らのB/S上に保有することはない)。取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業務の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
181	4月12日	5月2日	'銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律'に基づいて作成する株式等保有状況の基準日見直し	<p>株式保有残高が資本額を相応に下回っている(例えば50%以下など)銀行(銀行持株会社)においては、「決算状表」の「5.株式等保有状況」の作成基準日を本決算時の年1回とする。</p> <p>【要望理由】 本規制は、銀行等の株式保有を制限するとともに、銀行等の株式の処分を促進し、以って銀行等の財務健全性を確保することを目的としているとの認識。然乍、制定時と比べ、銀行等の資本(Tier1)対比株式保有残高は相応規模に削減が進捗しており、現在では資本(Tier1)額を大きく下回っている状況。斯かる状況に鑑みれば、株式保有残高を資本(Tier1)の範囲内に收めるとの規制の意義は相対的に低下しており、株式等保有状況の報告頻度の削減が妥当であると考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」において、銀行(銀行持株会社)は公開企業が発行する株式等の保有残高を、子会社・関連会社分を合算して※1、資本(Tier1)※2の範囲内に收めなくてはならないと定められている。銀行(銀行持株会社)は半期毎に金融庁に提出する「決算状況表」の「5.株式等保有状況」を以って、株式保有残高並びに保有制限遵守状況を同庁へ報告している。※1;証券会社等(特定子会社)の保有残高を除き、関連会社保有分は持分比率相当分を合算。※2; Tier1から特定子会社の資本を控除し、関連会社の自己資本は持分比率相当分を合算。</p>	都銀懇話会	金融庁
182	4月12日	5月2日	'大量保有報告'変更報告書提出対象事由の緩和	<p>合算株券等保有割合が5%以下となる変更報告書を提出(任意を除く)していれば、以降の変更報告書提出を免除頂たい。</p> <p>【要望理由】 金商法第27条の23第1項において、株券等保有割合が5%を超えたものを「大量保有者」と規定。5%以下となった時点で当該保有者は「大量保有者」ではなく、大量保有報告制度の趣旨('大量保有者'の株券等保有状況の開示義務)に照らせば、変更報告書の提出は不要とすることが適当であると考えられる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 「重要な事項の変更に伴う変更報告書」もしくは「単体株券等保有割合が1%以上増減したことによる変更報告書」(いずれの場合も合算株券等保有割合は1%以上減少せず)を提出した際、当該報告書に記載された合算株券等保有割合が5%以下となっていても、引き続き変更報告書の提出が義務付けられている(極端なケースでは、合算株券等保有割合が1%未満の変更報告書を提出する可能性あり)。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
183	4月12日	5月2日	基準議決権数超過保有に係る申請手続の簡素化	<p>銀行又は銀行持株会社が基準議決権数を超えて議決権を保有する場合について、一定の要件を満たした場合において、金融庁及び公正取引委員会あて「届出」を行うことにより、両所管庁の承認又は認可を取得したこととみなすものとして頂きたい。</p> <p>【要望理由】 実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースが少なからずあるなか、当該会社の株式が未上場又は銀行が当該会社のインサイダー情報を有しているなど、規制期間内での議決権譲渡が相当困難又は事实上不可能な場合がある。こうした場合においても、銀行法第16条の3及び占禁止法第11条による金融庁及び公正取引委員会に対する申請が必要とされるため、実質的な意味をもたない審査プロセスを経ることとなっている。また、平成24年7月に閣議決定・公表された日本再生戦略において、新たな金融手法としてDES等の活用が掲げられているなか、今後、基準議決権数超過保有に係る金融庁及び公正取引委員会に対する申請事務が増加していくことも考えられ、こうしたプロセスの改善が望まれる状況にある。このため、一定の要件(例えば、当該会社の株式が未上場、もしくは当該会社のインサイダー情報を有しているなど、短期間での議決権譲渡が困難な場合、または、当該会社の経営改善計画が策定されている場合等)を満たすことを前提とし、届出をしたことをもって両所管庁の承認又は認可を取得したこととみなすことによって、議決権規制に係る事務の合理化を図るものである。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法及び独占禁止法上、銀行は会社の議決権の5%超(銀行持株会社においては15%超)の保有が禁止されており、取得・保有した日より一年を超えて保有する場合は、あらかじめ金融庁の承認及び公正取引委員会の認可を受ける必要がある。ただし、デット・エクイティ・スワップ(DES)による場合(当該会社の経営改善計画に基づくものに限る)は、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-4において、「銀行法第16条の3第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を『速やかに処分すること』とは『遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了後速やかに処分すること』との趣旨であること」とされている。</p>	都銀懇話会	金公正庁取引委員会

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
184	4月12日	5月2日	銀行代理業者の子法人等に 関わる変更届出書に関する 規制緩和	<p>銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定。財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更)</p> <p>【要望理由】 本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づく届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとなるか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等についての確認に供される。具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業務における利用者保護を趣旨としているものと解される。この点、銀行法施行規則34条32第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれると想定される(銀行代理業者による(1)預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、(2)資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、(3)為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が週次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供をしており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相応の時間・負荷を要している。銀行代理業における利用者保護の趣旨を鑑みた場合、その実態的なメリットに比して、所属銀行・銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いいたしたい。</p>	都銀懇話会	金融庁
				<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行代理業者は、銀行法および銀行法施行規則に基づき、親法人等の子法人等全てについて (1)商号・社名、(2)主たる営業所又は事務所の所在地、(3)代表者の氏名又は名称、(4)業務の種類に変更があった際は、財務省関東財務局への2週間以内の報告を要する(「子法人等に係る変更届出書」として報告)。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
185	4月12日	7月9日	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	<p>新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で完結させたいもの。(例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。⇒既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。</p> <p>【要望理由】 債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保(※)付シンジケートローン債権を、他の金融機関宛に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下、「新質権口座」という。)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」という。)から「新質権口座」へ振替することにより対応している。※共有者(シンジケート団)名義の株式質権口座に振替し担保設定した株式担保をいう。</p>	都銀懇話会	法務省
186	4月12日	5月2日	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合については、「届出」をもって「認可」を取得したことと看做すものとして頂きたい。	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
186	4月12日	5月2日	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	<p>【要望理由】 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び銀行法第52条の23第1項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、「その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない」とされている。(銀行法第52条の21第1項・第2項)このように、銀行持株会社の取締役及び執行役が、当該銀行持株会社において、「子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保」するという職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等(子銀行および子銀行以外の子法人等)の常務の兼務については、現行規制が求める「子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない」という条件を自動的に満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役に就任することがそもそもできないと考えられる<尚、就任に際しては届出が実施されている>)上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役が、その子銀行を含む子法人等の常務に従事する場合については、他の一般の会社の常務に従事する場合とは異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、他の一般の会社の常務に従事する場合と同様に一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行(銀行持株会社)においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用の妨げとなる。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあっては執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている(銀行法第7条)。内閣総理大臣は、認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行及び当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならないとされている(銀行法第52条の19)。</p>	都銀懇話会	金融庁
187	4月12日	5月2日	臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和	<p>銀行法施行規則第17条第4項第4号に規定される「休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においては、公告のみならず、業務再開時の店頭掲示期間を業務再開当日とするべく、店頭掲示期間を見直して頂きたい。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
187	4月12日	5月2日	臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和	<p>【要望理由】 銀行法第16条において、臨時の休止および業務の再開において、届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められるのは、銀行の業務の停止は資産内容に重大な影響を及ぼし、預金者保護の観点から一般公衆の被る損害を極力限定するために速やかに適切な善後措置を講ずる必要があることによる。ただし、銀行法施行規則第17条第4項第4号において「休業期間が1営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」において、休止および再開の公告を不要とする趣旨は、休業期間が1営業日に亘らず、当該営業日に必要となる業務は滞らず、お客さまへの影響が限定されることからと解される。「休業期間が1営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においては、再開の目途も立っており、休止の店頭掲示において再開の目途を記載することで、お客さまの当該営業日に必要な業務の対応の可否につき、判断ができ、お客さまへの影響を限定することが可能である。また、金融業界においても、ホームページの創設、インターネットバンキングの浸透等、お客さまに対する情報提供の手段は多岐に渡っており、過料の制裁を以って一ヶ月間の店頭掲示を規定する趣旨が乏しくなっている。期間を定めた店頭の掲示に係る規定は銀行法第38条の廃業等の公告があるが、廃業等の公告であっても1月を下らない期間の掲示であり、「休業期間が1営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においても業務再開につき、同期間の店頭掲示を過料の制裁が課される法定にて求めるのは過重である。また、例えば民事訴訟法における法的効力を有する公示送達の掲示期間においても掲示を始めた日から2週間を経過することによって、その効力を生ずることを鑑みれば(民事訴訟法第112法)、業務再開の店頭掲示につき、1ヶ月を定めるのは不当に長いものと思料する。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行は天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部または一部を休止する場合およびその業務の全部又は一部を再開する場合には、その理由を付した届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められる(銀行法第16条第1項)。銀行法第16条第1項の規定にかかわらず、内閣府令で定める場合においては、公告は不要となる(銀行法第16条第2項、銀行法施行規則第17条第4項)。</p>	都銀懇話会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体 名 (会社名・ 団体名)	制度 の 所管 官庁
188	4月12日	5月2日	'事業の譲受け'に関する広告義務の緩和	<p>公告実施期限の「2週間以内」から「4週間以内」への延長。軽微基準等による公告手続きに関する一部免除規定の導入</p> <p>【要望理由】 実務上、事業譲受け案件(特に海外企業からの国際的な譲受け案件)では、(1)譲渡側の決議機関(取締役会等)スケジュールとの兼ね合い、及び(2)当事者間の決議後に契約文言の最終調整を行う例が多いこと等、により、決議日から最終契約締結までに一定期間(1~2週間程度)必要となる場合が多い。公告実施までには、上記期間に加えて公告準備期間(枠取り等)が必要*であり、状況次第では現状の公告実施期限(決議後2週間)内に対応できないケースが想定される。その場合、現行規制下では取締役会を再度開催し決議する必要が生じる。*官報掲載に関しては、実務上、掲載日(公告日)の5~6営業日前になると掲載取り消しができることから、枠取りは最終契約締結後に行うことが望ましい(決議後、契約締結までの準備期間間に並行して公告枠の手配を行うと、仮に契約締結が当初想定より遅れ込んだ場合、掲載取り消しができない可能性あり)。実務上、取締役会の開催に関しては、昨今増加している社外取締役の日程調整等も必要となり、当該公告実施期限の修正目的で取締役会を開催する負担感は増大しており、状況によっては開催が困難な事態も想定される等、特にクロスボーダーの買収案件において円滑に事業譲受けを行う上で課題となっている。</p> <p>また、併せて重要性の如何による公告手続きの免除についてもご検討いただきたい(例:軽微基準を設ける等による一定規模以下の事業譲受け案件に関する公告手続きの免除)。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行法上、「事業の全部または一部の譲受け」に関して、取締役会の決議(又は株主総会の決議、執行役の決定)がなされたときは、決議日から2週間以内に官報への公告及び定款で定める方法による公告を行うことが規定されている。</p>	都銀懇話会	金融 庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
189	4月12日	5月2日	債権回収会社の社名表記規制の緩和	<p>一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。</p> <p>【要望理由】 本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。立法当時の金融環境にあっては、「不良債権処理」に射程があつたが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。しかしながら、現行法制下での顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。抛って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものと考える。</p> <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービス法」)第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。」と定められている。</p>	都銀懇話会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
190	4月15日	5月2日	教育ローン、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	<p>(a)大学等との提携による教育ローン、および(b)リフォームローンを割賦販売法の規制対象外とする。平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせん</p> <p>(注1)について登録制の導入等の規制強化が行われたほか、規制対象が拡大され、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。銀行の扱う提携教育ローン等も個別信用購入あっせんと同様の経済効果を得られるスキームであれば規制対象となつた。その際、登録業者としての対応負担(注2)が増加すると見込まれたため、多くの地銀が提携ローンの取扱いを停止・縮小した。しかし、商品・サービスの販売業者からは銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている。</p> <p>(注1)いわゆる「個別クレジット」のこと。販売業者が行う商品販売等を条件とし、その代金を販売業者に交付したうえで、購入者から代金を受領する取引(代金立替契約)のこと。同様の経済効果が得られるスキームであれば、契約形態を問わず対象になる。銀行の提携ローンについては、販売業者が行う売買契約との間に、販売業者による利子補給や銀行による特別な金利優遇等の「密接な牽連関係」が存在する場合は、これに該当するとされている</p> <p>(注2)個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、与信時の支払可能見込額調査や加盟店(販売業者)の契約時調査等が求められる。特に以下のローンは顧客ニーズが高い。</p> <p>(a)大学等との提携による教育ローン学校側は入学案内や入試案内と共に地元金融機関の金利優遇等のある提携教育ローンを案内したいとのニーズがある。平成20年の割賦法改正は悪質な販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、大学等(特に国公立大学等)にはそうした懸念はないと考えられる(注3)。(注3)現行規制において、国、地方公共団体が関わる取引は適用除外とされており、これと同様の取扱いとしても問題ないと考える。なお、金利優遇等を伴わない場合も、経産省作成のFAQを見ると銀行の教育ローンのパンフレット等の設置も個別信用購入あっせんとみなされる可能性が否定できず、それすらも行えないとする銀行もあり、顧客利便を損なっている。</p>	全国地方銀行協会	経済産業省
				<p>(b)リフォームローン</p> <p>今後、東日本大震災の復興需要の本格化に加え、環境対応のための太陽光パネルの設置や高齢化のためのバリアフリー改修などのリフォーム案件が増加すると考えられ、銀行もリフォーム業者との連携により、お客様に安定かつ低利の資金を提供することが求められている。</p> <p>政府は「新成長戦略」の中で、中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増を挙げており、銀行が提携ローンによりリフォームローンを強化することができれば、その一助となると考えられる。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
191	4月15日	7月9日	信託契約代理店、確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止	<p>A. 信託契約代理店に係る役員の兼職状況の届出の廃止 B. 確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止</p> <p>【提案理由】</p> <p>A. 信託契約代理店に係る役員の兼職状況の届出の廃止</p> <p>銀行が信託契約代理業を営む場合、内閣総理大臣の登録を受けるため、登録申請書を提出する必要があるが、この申請書の記載事項に役員の兼職状況がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、信託契約代理店において役員の兼職を確認するための事務負担が生じている。</p> <p>銀行の取締役の兼職については銀行法第7条により内閣総理大臣の認可を受ける必要があること、また、銀行が銀行法上の銀行代理業や金融商品取引法上の登録金融機関として金融商品仲介業務を営む場合には、役員の兼職状況は届出不要とされていることを考慮すると、信託契約代理店に係る役員の兼職状況の届出は不要としても問題ないと考える。</p> <p>B. 確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止</p> <p>確定拠出年金運営管理機関も、上記Aと同様に、確定拠出年金運営管理機関に係る登録申請書の記載事項として役員の兼職状況があり、変更があれば、2週間以内に財務局および厚労省に届出を提出しなければならない。</p> <p>これについても役員の兼職状況の届出を不要とすべきである。</p>	全国地方銀行協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
192	4月15日	5月2日	成年後見人による取引の本人確認義務の緩和	<p>成年後見人による取引の場合、銀行による被後見人の本人確認を不要とし、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみとする。</p> <p>【提案理由】 成年後見人(注1)が被後見人の財産を管理するため、被後見人名義の口座開設等を行う際、銀行は被後見人の本人確認を行うため、成年後見人に対し被後見人の本人確認書類の提示を求める。この時、成年後見人が被後見人の本人確認書類として健康保険証や免許証等を用意できない場合(注2)、成年後見の事実を証する登記事項証明書や家庭裁判所の審判書(注3)を提示することになる。登記事項証明書等での本人確認の場合、銀行には、犯罪収益移転防止法の定めにより、当該書類の確認に加え、書類に記載された被後見人の住所あてに書留郵便などで取引関係書類を送付することが義務付けられる。しかし、被後見人が入院等で自宅におらず、取引関係書類が返送されてしまうことが多い。この場合、本人確認が完了しないため、銀行はお客様のニーズがあるにもかかわらず、同法により被後見人名義の口座を開設できない。 (注1)認知症等で判断能力が十分でない人の権利を守るために、家庭裁判所から選任された者。被後見人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行う。(注2)例えば、被後見人が健康保険証の収納場所を失念してしまったなど、これらの書類が用意できない場合がある。(注3)成年後見の事実を証する登記事項証明書…登記された後見開始の裁判に関する情報、成年被後見人や成年後見人の情報が記載された証明書。成年後見人や被後見人の親族等の求めに応じて法務局が発行。家庭裁判所の審判書…後見開始等の審判結果、選定した成年後見人や成年被後見人の情報などが記載されたもの。そもそも成年後見人は、被後見人である「本人」の取引に支障があるからこそ、法律の規定により法定代理人として選任されたのであり、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみを行う取扱いであったとしても、犯罪収益移転防止法の趣旨に反するものではないと考えられる。成年後見人から被後見人名義の口座が開設できないことへの苦情が銀行窓口に寄せられるケースもあり、実現が困難な場合、成年後見人に対し、犯収法の規定の趣旨等を改めて周知いただきたい。</p>	全国地方銀行協会	金警察庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
193	4月15日	5月2日	税金・公金・公共料金の収納における銀行等の本人確認、記録保存義務の緩和	<p>A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。</p> <p>【提案理由】 銀行では、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金の支払いについて取引記録の保存が求められ、公共料金の支払いについて本人確認および取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。このため、同じサービスを行っているにもかかわらず、銀行で支払う場合はお客様に本人確認にご協力いただく必要がある、税金の収納票等で金融機関控えがない場合、取引記録としてお客様に納付依頼書を記入いただくなど、過重な負担を強いている。この対応の違いをお客様に説明する事にも苦慮し、窓口の事務負担増の要因となっていることから、以下について検討いただきたい。</p> <p>A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。そもそも本人確認や取引記録の保存は、マネー・ローンダーリング防止のための規制である。税金・公金に係る取引がマネー・ローンダーリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引記録の保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はない。B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。</p> <p>公共料金については、収納先が電力会社、電話会社など公共性の高い特定の会社に限定されているうえ、支払われる資金もこれらの利用料金であることが明確であり、悪用されるとは考えにくい。このため、公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とすべきである。なお、所管官庁より、「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」、「国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ローンダーリングのおそれが全くないと客観的かつ容易に判断することは困難」との回答があったが、そうした点はコンビニによる収納においても同様のはずである。</p>	全国地方銀行協会	金融警察庁
194	4月15日	5月2日	中小企業の環境対応投資に対する新たな信用保証制度(別枠)の創設	<p>環境改善に繋がる取組み向けファイナンスに対する新たな信用保証制度(別枠)を創設する。</p> <p>【提案理由】 環境問題への関心は高いものの、信用力が相対的に低く、担保余力が乏しいため、環境対応設備投資ができない中小企業の環境への取組みをさらに促進するため、新たな信用保証制度(別枠)の創設を検討していただきたい。所管官庁より、「中小企業者の環境問題への取組を支援する保証制度としては、エネルギー対策保証以外にも、公害防止保証が存在する」との回答があつたが、「エネルギー対策保証」はエネルギーの使用の合理化に資する施設や非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用に限られており(例えは、LNGへの燃料転換などは対象とならない)、保証範囲が狭く、中小企業の環境対応投資を十分にカバーしているとは言えない。また、「公害防止対策保証」も、汚水処理施設等公害防止に資する施設の設置に必要な費用等の保証に限られている。中小企業においても、環境関連での資金ニーズの増加が予想されることから、信用保証制度(別枠)の創設を検討していただきたい。別枠化されることで、中小企業の環境問題への取組みを後押しすることになると考える。</p>	全国地方銀行協会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
195	4月15日	5月2日	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度における登記取扱指定法務局の拡充等	<p>動産・債権譲渡登記制度について、東京法務局(中野出張所)以外でも登記の取扱いを可能とする。特に被災地の法務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。また、登記内容に変更や誤りがあった場合、順位(登記設定の日時)を維持したまでの変更・更正登記や、登記申請段階で不備の指摘があった場合の即日補正(受け付けられた状態での補正)の手続きを整備する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現状は、東京法務局に取扱いが限定され、地方金融機関ではタイムリーな対応が困難である。オンラインや郵送による申請も可能だが、実態は法務局に出向き担当者から不備の指摘を受けながら申請書を作成することが多い。司法書士の出張費や郵送費等により、不動産登記に比べお客様の負担が大きい。動産・債権譲渡登記が全国的に広まりつつあることを踏まえ、対抗要件具備の先後に関するルール、全指定法務局の登記情報を一元管理する体制を整備し、指定法務局を拡大すべきである。特に、東日本大震災で被災した企業に、動産・債権譲渡登記制度を利用した融資を行うことも想定され、タイムリーな対応のためにも、被災地の法務局については優先した対応をお願いする。所管官庁より、「オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討する」との回答があつたが、地元の登記所に出向き相談しながら手続きを進めたいとのニーズは根強い。このため、オンライン申請の改善に加え、登記所の拡大についても、引き続き検討いただきたい。</p> <p>変更・更正登記については、現状は認められておらず再申請する必要があり、その間に他の登記や占有改定に劣後してしまう恐れがある。商品名や保管場所の変更・追加、債権者の法人名変更など、担保対象動産の範囲に関わらない登記事項(登記の同一性が維持される範囲に限る)については、変更・更正理由を登記上明記することのルール化や異議申立て制度を整備し、変更・更正登記を可能とすべきである。即日補正についても現状は認められておらず、登記申請段階で不備が発見された場合、申請が却下され、改めて書類を作成し、再申請する必要があり、その間に他の登記等に劣後してしまう可能性があるため、不動産登記と同様に可能とすべきである。</p>	全国地方銀行協会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
196	4月15日	5月2日	連結決算状況表等の提出期限の緩和	<p>銀行監督上求められている連結決算状況表等の提出期限を緩和する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>銀行は、決算期毎に当局あてに決算状況表・連結決算状況表を提出しており、提出期限は、(1)単体が期末日経過後45日以内、(2)連結が期末日経過後55日以内または決算発表日の前日のいずれか早い日、とされている。多くの地方銀行は、東証等からの決算発表早期化の要請を受け、期末日経過後40日前後に決算発表を行っている。このため、決算状況表・連結決算状況表・決算短信および決算説明資料(以下、決算発表資料)の提出期限がほぼ同時期となり、資料の作成負担が一時期に集中している。については、資料作成負担の集中を緩和するため、連結決算状況表等の提出期限を見直し、連結決算状況表については、「または決算発表日の前日のいずれか早い日」を削除して「期末日経過後55日以内」とし、決算状況表についても「期末日経過後55日以内」としていただきたい。銀行は、銀行監督上の要請から、各種リスク関連計数を月次・四半期等で報告していること、計数のほとんどが決算発表資料から入手可能なこと等から、上記のとおり連結決算状況表と決算状況表の提出期限を見直しても、監督上問題はないと思料する。決算状況表についても、平成23年3月期より一部計数について提出期限が見直され(期末日経過後55日以内)、多くの銀行で負担が軽減されたが、現行どおりとされた計数のほとんどが決算発表資料から入手可能なことから、一段の緩和を求める意見がある。もし、提出期限の見直しが困難な場合は、連結決算状況表と決算状況表の提出に代えて、決算発表前に決算発表資料の案を提出できることとしていただきたい。</p>	全国地方銀行協会	金融厅

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
197	4月15日	5月2日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	<p>銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止またはさらに緩和する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>銀行の保険窓販については、銀行の圧力販売を防止するとの理由から、a. 融資先販売規制、b. 担当者分離規制、c. タイミング規制、d. 非公開情報保護措置の弊害防止措置が設けられている。</p> <p>しかし、銀行の保険窓販にかかる圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、現状、銀行窓販における圧力販売事例がほとんど見られないなか、保険業法に特別な規制を設けることは不要である。これらの規制によって、銀行の保険窓販については、ワンストップ化による地域のお客様の利便性の向上という目的が達成できていない。さらに、圧力販売防止の観点からは、これらに他に構成員契約規制もあり、全体としてみると二重三重の過剰な規制となっている。本件に関し、昨年9月7日に公布された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等により、融資先販売規制やタイミング規制等の一部の規制緩和が行われた。しかし、従業員50人以下(特例地域金融機関は20人以下)の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制はそのまま残置されるなど、お客様のニーズに応えることができない状況は継続している(引き続き残る問題点は別紙参照)。また、この従業員に対する規制は、例えば、従業員の方が自ら来店して保険加入意思を示した場合のように、圧力販売が起こり得ないケースでも保険を販売することができないなど、顧客の理解を得ることが困難な規制である。このように、弊害防止措置については、引き続き見直しの検討が必要であると考えられることから、今後も引き続きモニタリングや一般からの意見受付等を実施し、その結果を踏まえ、改めて見直しの検討をしていただきたい。</p>	全国地方銀行協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
198	4月15日	5月2日	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	<p>地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。もしくは、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>地方自治法施行令では、地方公金の収納・支払いの事務について、指定金融機関(以下「指定金」)の責任とともに、指定金の担保提供義務を規定している。担保提供義務については、(1)収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛けかり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金融機関が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となること、(2)個別地方公共団体と指定金との私法上の契約により損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されているため、法令で全ての指定金に担保提供を義務付けることは過剰な規制と考える。所管官庁からは、「地方公共団体からも担保提供義務の残置を求める意見がある」旨の回答があったが、当協会が会員銀行に対して実施したアンケートでは、地方公共団体等から担保の必要性を疑問視する声も上がっているとの回答が寄せられている。すべての団体が担保提供義務の残置を求めているわけではなく、むしろ担保管理を負担とする場合もあることが窺われる。一方、指定金融機関側には、担保残高の管理や債券を差し入れる場合の償還期日の管理等の事務が発生し、負担となっている。以上から、地方公共団体および民間金融機関の意見を聴取のうえ、担保提供義務を廃止していただきたい。それが困難な場合、担保提供を不要と考える地方公共団体が自らの判断で担保提供の要否を決められるよう、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、指定金は担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加いただきたい。</p>	全国地方銀行協会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
199	4月15日	5月2日	普通銀行本体における不動産関連業務の取扱い解禁	<p>普通銀行本体における不動産関連業務(信託併営業務)の取扱いを解禁する。それが難しい場合には、例えば「遺産整理」や「事業承継」、あるいは「企業再生支援」に関連した不動産業務に限定して解禁する。</p> <p>【提案理由】 大都市圏を除く地方では、専業信託銀行の店舗数が少なく、専業信託銀行が主力業務としている不動産関連サービスの提供に関して地域間格差が生じ、これが地方の不動産マーケットの活性化を阻む一因となっている。地方銀行に不動産関連業務が認められれば、地域の個人のお客様に対してより利便性の高いサービスを提供できるほか、地域企業の再生を円滑に進めることができる。メガバンクではグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを開拓していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産関連業務を禁じている意味合いは薄いと考えられ、また、銀行間のイコール・フッティングの観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。以上から、普通銀行本体における不動産関連業務(信託併営業務)の取扱いを解禁してもらいたい。それが難しい場合には、例えば「企業再生」、あるいは「事業承継」や「遺産整理」に関連した不動産関連業務に限定して認めることも検討いただきたい。中小企業金融円滑化法が最終延長され、地方銀行に対しては、コンサルティング機能の発揮により地域の中核企業の抜本的な企業再生や業種転換、事業承継等を支援することが求められており、銀行本体で遊休不動産の売却支援などを行うことができれば、そうした支援をより円滑に行うことができるとも考えられる。所管官庁より「他業を営むことによるリスク遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、対応は困難」との回答がなされているが、グループ内信託銀行で不動産関連業務を営んでいるメガバンクグループとの整合性をどう考えるのかについて説明いただきたい。</p>	全国地方銀行協会	金融庁
200	4月16日	5月2日	行方不明の会員を法定脱退事由に追加	<p>「行方不明会員」を法定脱退事由の一つとする。</p> <p>【提案理由】 会員が行方不明になった場合、当然には法定脱退事由に該当しないことから、会員管理や貸出金の整理に支障が生じている。当該会員を法定脱退させるためには、除名制度を利用することもできるが、手続き的にも煩雑であり時間もかかる。更には、借入金の返済を怠り、かつ、行方不明の者まで会員にとどめておく必要はないと思われる。そこで、一定期間、行方不明であることを定款の法定脱退事由としていただきたい。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	金融庁
201	4月16日	7月9日	地区内に転入予定の者に対する貸出を員外貸出に追加	<p>地区内に転入する予定の者に対する貸付けを行うことができるようとする。</p> <p>【提案理由】 地区外の者が一定期間内に地区内に転入する(会員資格を得る)ことが確実な場合、当該者への貸出を員外貸出として認めていただくことが利用者利便に資するものと考える。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
202	4月16日	5月2日	国立大学法人等への融資を員外貸出に追加	<p>国立大学法人法に基づく国立大学法人および大学共同利用機関法人に対する貸出を員外貸出として認める。</p> <p>【提案理由】</p> <p>特殊法人改革に合わせて、89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が平成16年4月1日に法人化された。また、国立大学法人と大学共同利用機関法人の借入れについては、国立大学法人法施行令第8条が平成17年12月28日に改正され、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となった。これを受け、これらの法人は平成17年3月に民間金融機関からシンジケートローンまたは競争入札による借入れを実施したが、これらに対する貸付けは信用金庫法上認められていない。</p> <p>地方独立行政法人法に基づく公立大学法人については、信用金庫の独立行政法人等に対する貸付が認められたことにより貸付けが可能となったところであり、国立大学法人と大学共同利用機関法人についても同様に、規制緩和していただきたい。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	金融庁
203	4月16日	5月2日	信用金庫の保証子会社の業務範囲の拡大(他の信用金庫の会員に対する保証)	<p>信用金庫の保証子会社が他の信用金庫の会員に対する保証業務を行えるようにする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>金融機関の保証子会社に関する業務については、平成19年6月に、規制緩和措置として当該金融機関グループ以外の事業者ローンの保証業務が新たに認められたところである。</p> <p>一方、信用金庫の保証子会社は、これまで主として自金庫の住宅ローンの保証業務を行ってきたが、上記の規制緩和措置が図られた以降も、債務の保証は「会員のためにする」ものに限られているため、銀行の保証子会社と異なり、当該緩和措置が何ら意味を成さないものになっている。</p> <p>また、近年、信用金庫の保証子会社から、当該金庫の事業地区内の複数の金融機関の住宅ローンの保証業務も行いたいとのニーズも多く寄せられているところであるが、法令上、当該債務者が当該金庫の会員でない限りは保証をできないという状況にある。保証子会社を持たない信用金庫の会員の利便性向上のためにも、これができるよう手当てしていただきたい。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
204	4月16日	5月2日	保険窓販に係る融資先販売規制の見直し	<p>事業性資金の融資先である小規模事業者(従業員50名以下の企業)の従業員等に係る保険募集制限を撤廃する。</p> <p>【提案理由】 本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員は、自らの勤務先の融資取引の内容を承知していないのが通常であり、勤務先の取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会まで一方的に阻害しており、過剰な規制といわざるをえない。 また、協同組織金融機関は相互扶助組織の性格を鑑みて、融資先であっても法人会員については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等は一律にサービスを受けられない不整合が生じている。 平成23年9月に公表された窓販規制の見直しでは、本事項について、モニタリング結果において殆ど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な措置は早急に見直しを行っていただきたい。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	金融庁
205	4月16日	5月2日	保険窓販に係る保険金額制限の見直し	<p>協同組織金融機関が融資先法人等に生命保険商品等を販売する場合の、保険金額に係る制限を撤廃する。</p> <p>【提案理由】 保険金額制限は、協同組織金融機関が融資先へ生命保険商品等を販売する際に、特定の商品について長期性や再加入困難性等を理由に、万一の弊害の可能性を考慮するとして設けられているが、保険料の払い方によって対象になるなど不合理な外形基準による制限であり、特に第三分野商品の制限金額は、一般的な保険商品の最下限の保障金額であることから、地域金融機関として本来求められるべきコンサルティング機能を発揮できず、顧客の希望に沿えないケースが生じている。 協同組織金融機関は相互扶助を目的とする会員組織であり、そもそも圧力販売の懸念はないにも拘わらず、特定の保険商品の場合のみ一律に顧客サービスの質の低下を招く結果にもなっており、このような地域密着型金融のメリットを損なう制限は早急に撤廃していただきたい。</p>	全国信用金庫協会、 信金中央金庫	金融庁
206	4月16日	5月2日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	<p>金融機関の金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務(運用関連業務)の兼務の禁止を緩和する。なお、兼務の禁止の緩和に際しては、金融商品販売担当者が加入者に対して中立的な立場で運営管理業務を行うことを前提とする。</p> <p>【提案理由】 金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法第100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。 そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
207	4月16日	5月2日	確定拠出年金の脱退要件の緩和	<p>現状の脱退要件に加え、個人型確定拠出年金の加入者および運用指図者については、一定の課税条件(ペナルティ課税)のもと、任意で確定拠出年金から脱退できるようにする。</p> <p>【提案理由】 個人型確定拠出年金の加入者および運用指図者の中には、長期に渡る加入期間中において、一定年齢到達などの受給要件を満たさない限り、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少ないと考えられる。 そのため、現状の脱退要件に加え、資産額の規模または加入期間にかかわらず、例えばペナルティ課税を前提に任意で脱退できるようにするなど、規制の緩和を検討願いたい。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	厚生労働省
208	4月16日	5月2日	信用金庫連合会の公告方法からの店頭掲示の除外	<p>信用金庫連合会については、事務所の店頭における掲示を公告方法として定めることを強制しないこととする。</p> <p>【提案理由】 信用金庫連合会の取引先は、信用金庫のほか、機関投資家や大規模事業法人が大宗を占めており、その店舗にこれらの取引先が来店して取引を行う機会はほとんどない状況である。このため、店頭における掲示をもってなす公告は、会員等に対する公示の機能としては効果が望めないと考えられる。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	金融庁
209	4月16日	5月2日	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	<p>各法で定められている情報開示を一本化する。</p> <p>【提案理由】 信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とでは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとてもわかりにくい開示内容となっていることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。</p>	全国信用金庫協会 信金中央金庫	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
210	3月22日	5月2日	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	<p>株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。</p> <p>【提案理由】 現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与える前に解消したいというニーズがある。現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。</p>	生命保険協会 日本経済団体連合会	金融庁
211	4月17日	5月2日	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	<p>(1)業法施行規則56条5項各号の10%超投資可能先の要件に関し、中小企業新事業活動促進法の「新規中小企業者」の概念を導入し、設立5年未満の会社で現行の要件を撤廃、又は、同法「特定新規中小企業者」の定義に係る新規事業活動従事者数が一定以上の会社などを、要件に追加頂きたい。又は、「その他ベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない会社」等を要件に追加頂きたい。(2)投資先企業が成長し、資本金や従業員数等の中小企業の要件から外れても、初回投資時に要件を満たしていた企業は10%超となる追加投資を可能として頂きたい。</p> <p>【提案理由】 (1)に関して、現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができるないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、10年以内に限り、その合算対象から除かれる。新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立10年以内にかつ試験研究費等の割合が総収入額の3%超などの要件があり、現状の規制の枠組みでは10%超の投資可能先を限定列挙的に認めて頂いていることから、今後も新たな投資可能先を順次追加して頂く方法も考えられる。一方、情報技術をはじめ目まぐるしい技術革新を背景に、法令が予定していない新たな業種・産業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな事業分野を開拓する会社の支援というベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない範囲内において、都度の法令改正を待たずとも投資可能先として当てはめることができるようなバスケット条項の追加が有効であると思われる。また(2)に関して、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。今後もますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要だと思われる。当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができると考えられる。</p>	生命保険協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
212	4月17日	5月2日	外国資産運用会社等の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例緩和	<p>保険会社が将来にわたり保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により資産運用力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢である。保険会社が外国の資産運用会社等を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等及びそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めていただきたい。加えて、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>保険会社は長期・安定的に資産運用収益を確保して将来の保険金等を確実に支払う必要があるが、世界各地の運用環境の異なる金融市場において現地の最新情報を活用し機動的な運用を行うことにより、資産運用力の強化や運用リスクの分散に加え、年金・投信分野等の資産運用事業における相乗的な収益力強化が図れることから、外国の資産運用会社等の買収は重要な選択肢である。実際に、欧米の保険会社は海外の資産運用会社を積極的に買収し、グローバルに資産運用を展開している。かかる買収において、当該外国の資産運用会社の子会社等に子会社対象会社以外の会社が存在することがあるが、欧米と異なり、我が国保険会社の子会社等の業務範囲は法令や監督指針で一定の会社に限定されているため、我が国の保険会社は海外の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれる。保険会社が外国の保険会社を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制の特例は措置されたが、固有業務である資産運用の役割を確実に發揮することは、保険金等の確実な支払など契約者のメリットがあることから、外国の資産運用会社等の買収の場合も同様の特例措置を認めていただきたい。加えて、分社化等により、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化していただきたい。また、保険会社が保険業あるいは資産運用業を行う外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがあること等から、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。</p>	生命保険協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
213	4月17日	5月2日	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	<p>保険会社が「その他の付随業務」(保険業法98条1項)として行うことのできる「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針において認められている紹介行為等に加えて、系列投信会社等による投信販社契約(投資信託委託業者が金融商品取引業者または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取り扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介についても行えるように措置頂きたい。</p> <p>【提案理由】 現行法令上、保険会社の業務範囲については、保険業法第98条第1項「その他の付随業務」、監督指針では「ビジネスマッチング業務」として、有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務を行うことが認められている一方、公募投信の「商品性」に係る紹介行為や、投信販社契約の勧誘行為は認められていないと解されている。しかしながら「ビジネスマッチング業務」として、保険会社がその系列投信会社等を有価証券関連業を行う金商業者等へ紹介した結果、当該金商業者等から、系列投信会社等との投信販社契約締結に向け検討したい旨の要望を受けることがあるものの、系列投信会社等に係る投信販社契約締結の代理もしくは媒介は認められていないため、改めて系列投信会社等自身が当該金商業者等と投信販社契約締結に向けた折衝を開始する等の煩瑣な手続が必要となっている。また投信会社側からみても、保険会社の系列投信会社も含めて、自らの営業体制だけでは、多くの金商業者または登録金融機関に対して、広く投信販社契約の勧誘を行うことが難しいものも存在しており、国民の多様なニーズに応えられているとは言い難い状況にある。なお当要望の実現により、国民のニーズに合った金融サービスの提供力が向上するだけでなく、成長資金供給を通じた経済成長にも貢献できることに加え、金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理等について、平成20年の内閣府令改正(保険業法施行規則第51条)にて措置され、保険会社が付随業務として系列投信会社等に係る投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理等を行うことが解禁されたことも踏まえ、保険会社の系列投信会社等による投信販社契約の代理もしくは媒介についても認めて頂きたい。</p>	生命保険協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
214	4月17日	5月2日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<p>企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。上記要望が実現しない間も、企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等個人型に拠出できない者の中途脱退要件について、資産額の基準を現行基準から少なくとも100万円以下に引き上げるとともに、請求可能期間の要件を撤廃すること。また、退職時の企業型での中途脱退要件について、資産額の基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げること。</p> <p>【提案理由】 現状の規制は以下のとおり。(1)原則、企業型において退職しても60歳到達まで受給できない。(2)資産が極めて少額(1.5万円以下)の者は、個人型に移行することなく退職時に企業型での脱退が可能。(3)企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内の場合に脱退が可能。今般、年金確保支援法の公布により企業型から個人型への移行者の一部の者に対して脱退一時金の支給要件が緩和されるが、原則中途脱退が認められていない状況に大きな変化はなく、広く中途脱退給付が認められている確定給付企業年金等との制度と整合性がなく、制度普及の障害となっている。例えば、企業を退職し第1号被保険者になった者が、2年超経過後に結婚等により第3号被保険者となる場合であって、第1号被保険者になった際に企業型から個人型へ「加入者」として移行したときは、第3号被保険者となった場合に資産が少額であれば脱退できるが、「運用指図者」として移行したときは、既に資格喪失後2年超のため資産が少額でも脱退できない。つまり、加入資格喪失後2年以内の要件の存在により、第3号被保険者となった場合の脱退可否に差異が生じるとおり、このような差異を設けるのは合理的でない。さらに、企業型から個人型に移行後の掛金拠出を認められている者の掛け金拠出は任意であるから、個人型での掛け金拠出の有無によつても中途脱退要件に差異が生じており、このような差異を設けるのは合理的でない。今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。</p>	生命保険協会	厚生労働省
215	4月17日	5月2日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<p>①65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること。②50歳未満の退職者について、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給するものであることとされている。そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳0ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始とならない。このように、在職中の年金開始や退職直後に年金開始されないことは、退職後の所得保障を担う企業年金の実態に合致しない。特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは受給者本人の納得が得られにくい。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
216	4月17日	5月2日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<p>中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった時のみに限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。一方、企業のアライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行なうケースも多い。中小企業退職金共済を実施している中小企業者が確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当したいとするニーズがある。また、確定給付企業年金は平成24年3月末時点で14,000件を超えると想定される。本要望は、このようなニーズに応えるものであるとともに、確定給付企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省
217	4月17日	5月2日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p>規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、加入者に不利益にならない変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続きの簡素化(例えば、劳使合意に至るまでの劳使協議の経緯の添付を一律不要とする、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること。その他の制度運営上の手続きについても、届出で足りる範囲を拡大すること(例えば、個人単位の権利義務移転の実施等)</p> <p>【提案理由】</p> <p>確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成24年3月末時点で既に約14,000件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考える。これまで標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月には確定給付企業年金法施行規則の改正により労働組合の同意不要事項や、届出事項の拡大が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。</p>	生命保険協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
218	4月17日	5月2日	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	<p>確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかつた場合には、次回の納付時に2~3ヶ月分の納付を認める等の弾力化を図ること。</p> <p>【提案理由】 現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の裁量外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金拠出は行われず加入者に不利益が生じこととなるため、納付期限の弾力化が必要である。また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないとときは、合併日等の属する月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じこととなる。このような場合においては、合併日等に遡及した規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的である。本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省
219	4月17日	5月2日	確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	<p>確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法について、確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払込むことが可能となるよう弾力化を図ること。</p> <p>【提案理由】 企業型では事業主は、一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で各月につき掛金を拠出することとされている。一方で、確定給付企業年金では事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められている。本要望の実現により、他の年金制度との整合性を図ることは、確定拠出年金の普及促進、事業主の収納事務の効率化および運営コストの削減に資すると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省
220	4月17日	5月2日	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	<p>受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続きを執らなければならないとされている。受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないOB・OGであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
221	4月17日	5月2日	確定給付企業年金、厚生年金基金の財政運営についての弾力化	<p>継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 決算に基づく財政検証において継続基準に抵触した場合については、現在、財政計算を行い不足金を全て解消することになっている。継続基準はあくまで積立水準について、積立不足が一定の範囲(許容繰越不足金)を超えて拡大していないかどうかを検証する趣旨のものであること、また少なくとも5年以内には財政再計算を実施して全ての不足金を解消することになっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。なお、平成21年7月27日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発出され、平成24年3月31までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められていた。</p>	生命保険協会	厚生労働省
222	4月17日	5月2日	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	<p>規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、掛金に係る規定の条項の移動等、確定給付企業年金では認められている実施事業所の増加に伴う変更等)こと。確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること。</p> <p>【提案理由】 企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。これまでにも、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。</p>	生命保険協会	厚生労働省
223	4月17日	5月2日	中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入	<p>中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、中小企業者に該当しなくなった時、確定拠出年金の企業型への移行を認めること。</p> <p>【提案理由】 中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時の、中小企業退職金共済からの移行先として、現在、確定給付企業年金は認められているが、確定拠出年金の企業型は認められていない。確定給付企業年金と確定拠出年金の企業型は、共に老後の所得の確保を目的とした制度であるにもかかわらず、確定給付企業年金への移行は認められ、確定拠出年金の企業型への移行が認められないといった差異を設けるのは合理的ではない。本要望は、確定拠出年金の普及促進に資するものであると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
224	4月17日	5月2日	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	<p>確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 ・また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができるとされている。これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。</p>	生命保険協会	厚生労働省
225	4月17日	5月2日	生命保険会社による住民票の写し等の請求事務の負担軽減	<p>お客さまあてに迅速に重要な通知を送達できるよう、生命保険会社から保険契約に基づく債務の履行等のために住民票の写し等の交付の申出がなされた場合、各市区町村における事務処理基準の徹底及び更なる明確化を図る。(1)生命保険会社の申出責任部署の責任者が交付の申し出を行う場合、代表者の資格証明書の添付が不要であることを徹底する。(2)本店等所在地が記載された生命保険会社のホームページの写しが提出された場合、登記事項証明書の添付が不要であることを明確化する。(3)生命保険契約に係る疎明資料の様式を明確化する。</p> <p>【提案理由】 市区町村における事務処理の基準の更なる明確化が図られれば、お客さまあてに重要な通知を迅速に送達することが可能となり、市区町村と生命保険会社との個別折衝の時間・労力が不要となる他、登記事項証明書の取得コストを削減できる等、行政及び生命保険会社の事務効率化が図られる。生命保険会社は住民票の写し等の交付の申出にあたり、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令により、申出事項を明らかにするために「市町村長が適当と認める書類」の提出を求められているが、総務省自治行政局市町村課の右記事務連絡により当該事務処理の不統一に対する改善が図られた。同事務連絡では、(1)「(申出者が)法人等の代表者以外の者である場合には、代表者作成の委任状、法人等の社員証又は法人等への在籍証明書を提示せること」とされており、生命保険会社の申出責任部署の責任者が交付の申し出を行う場合、代表者の資格証明書を提出する必要はないことから、その徹底を図る必要がある。また、(2)「法人等の主たる事務所の所在地の確認については、事務所の所在地の記載のある社員証、登記簿謄本、登記事項証明書、官公署が発行した許可証の写し等の提示が考えられる」とされているが、生命保険会社の最新の本店等所在地は金融庁のホームページで公表されており、生命保険会社に登記事項証明書を提出させて確認する必要が乏しいことから、本店等所在地が記載された生命保険会社のホームページの写しによる確認等、一層の事務簡素化を図る必要がある。さらに、(3)「(利用目的についての疎明資料は)当事者間の関係を十分認識できる資料の提示を求める」とされているが、定型の様式を明確化することにより、一層の事務簡素化を図る必要がある。</p>	生命保険協会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日 所管省庁への 検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体 名 (会社名・ 団体名)	制度 の 所管 官庁
226	4月17日	5月2日	<p>行政機関及び民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の電子化及び様式の統一を図る。(1)右記根拠法令に基づく税務署・福祉事務所・弁護士会・裁判所等からの照会手続きの電子化及び様式の統一を図る。(2)刑事訴訟法に基づく警察・検察等からの捜査関係事項照会手続きの電子化を図る。</p> <p>【提案理由】 現在、行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成23年度に約89万件の税務関連の照会を受けている。)生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関等に対する回答を行っている。行政機関等からの照会文書の電子化及び様式の統一が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけではなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増大する。さらには、紙資源のペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関等が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮し、真に手を差し伸べるべき者に対する支援を早められる可能性がある。マイナンバー法案では、番号制度を導入することにより、行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会は社会保障・税分野に係る行政事務にあたるが、行政機関等が個人番号を利用した照会を実施し、生命保険会社が個人番号を利用した名寄せを行うことができれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができる。</p>	生命保険協会	財務省 厚生労働省
227	3月22日	5月2日	<p>市街化調整区域内の開発行為については、都市計画法第29条及び第34条による規制があり、一定の建築物しか設置することができない。可能な開発行為の中に農業用品等の販売を目的とする建築物の建築が含まれないことから、農業用品販売店の出店ができない。農業振興の観点等(右提案理由参照)からも農業用品販売店の出店を可能とすべき。また市街化調整区域内の農協店舗では農業用品の販売が行われており、当該販売行為が認められるのならば、同様の販売行為を目的とする一般企業店舗の建築も可能とすべき。</p> <p>【提案理由】 市街化調整区域における開発行為については、都市計画法第29条(許可が不要な開発行為)及び第34条(許可が可能な開発行為)による規制があり、同区域内には一定の建築物しか設置することができない。同法第29条及び34条により建築可能な建築物の中には農業用品等の販売を目的とする建築物の建築を目的とする開発行為が含まれないことから、農業用品販売店の出店ができない。しかし、一方で、同法に基づく開発許可を得た農協は、市街化調整区域内において農業用品の販売を行っており、結果として同区域内における農業用品販売が農協の独占状態となっている。農協と一般民間企業とのイコールフッティングの観点及び市街化調整区域における農業振興の観点からも農業用品販売を目的とする建築物の建築を目的とする開発行為を可能とするべきである。</p>	民間企業	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の所管官庁
228	4月15日	5月2日	有価証券届出書・発行登録制度の効力発生の弾力化	<p>当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合の効力発生日を短縮して頂きたい。</p> <p>【提案理由】 最近の非居住者のサムライ債の発行実務においては、投資家の需要状況の把握なしには、発行額等を決定することは出来ない。初回債等で有価証券届出書を提出する発行体の場合、当初届出書に記載する発行額の記載に関しては仮の金額を記載し、当初記載の発行額が、実際の投資家の需要状況により、大幅に異なる金額に変更されるのが一般的である(当該金額の訂正に関しては、「仮条件を提示して需要状況を把握した上で発行を行う場合」に該当するため当日・翌日の効力発生。)。債券の償還期限(年限)についても、その時点で想定される複数の年限(トランシェ)の債券を全て記載する対応を取っている。この結果、需要状況によっては、一部のトランシェについて届出の取り下げを行わざるを得ない場合があるが、当該事項の訂正(一部のトランシェの削除)に関しては、中3日の効力発生とされており、海外との時差も考慮すれば実際の条件決定の4日以上も前に、発行する債券の年限の判断を行う必要がある。現状、仮条件を提示して需要状況を把握した上で発行を行う場合、株式の発行数又は社債の券面総額等が投資者の需要状況によって、発行価格等の決定と同時に変更(当該変更の内容が投資者に容易に理解でき、その内容が注記されているものに限る。)される場合は、即日又は翌日の効力発生とされている。サムライ債における一部のトランシェの削除に関しても、当初の届出書において、需要状況の結果一部のトランシェについて発行が行われない場合があることを記載することによって、即日又は翌日の効力発生を認めて頂きたい。</p>	日本証券業協会 証券評議会	金融庁
229	4月15日	5月2日	目論見書使用者責任の範囲の緩和	<p>自社株対価TOBにおいて交付する目論見書については、公開買付代理人は金商法第17条の適用除外としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 公開買付代理人(金商法第27条の2第4項)は、株券等の管理、買付代金の支払い等を行う者であり、公開買付代理人受託にあたって買付者にデューデリジェンスなどを実施することは想定されていない。自社株対価TOBの応募事務の一環として株主等の目論見書の交付を行な際に、公開買付代理人も当該目論見書の使用者の賠償責任を負わされるのであれば、公開買付代理人事務受託前に買付者に対して引受審査同等の審査を行なざるを得なくなると考えられる。これにより買付者はかかる審査期間と費用の負担を強いられ、また、機動的なTOB実施の阻害要因となると思われる。</p>	日本証券業協会 証券評議会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
230	4月15日	5月2日	公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し	<p>公開買付け規制のうち、いわゆる5%規制における「買付け等」および「株券等所有割合」の計算から、①単元未満株および②銘柄選択に関して恣意性の乏しいプログラム売買による買付けを除外して頂きたい。</p> <p>【提案理由】 証券会社は、業務の一環として取引所金融商品市場において取引することができない単元未満株を、顧客から買い取る要請を受けることがある。現状の制度では、このような買取りも公開買付け規制の適用となる買付け等とされており、顧客の利便性に資することができない。また、あらかじめ決められたプログラムに基づきシステムが(銘柄の選択も含め)自動発注する戦略や、株価指数先物に連動する現物株式のバスケットを裁定目的で売買する戦略は、いずれも銘柄の選択に関して恣意性が非常に乏しく、従って会社の支配権に影響を与えようとする意図がないと考えられる。</p>	日本証券業協会証券評議会	金融庁
231	4月15日	5月2日	公開買付け規制における株券等所有割合の計算方法の見直し	<p>公開買付け規制のうち、「株券等所有割合」の計算から、株券貸借取引を除外して頂きたい。</p> <p>【提案理由】 株券貸借取引による所有は、引渡請求権を有するため、現状では株券等所有割合に算入されるが、証券会社がその業務として行う株券貸借は、会社の支配権に影響を与えようとする意図がなく、また特に転貸してしまった株券等については、議決権の行使も不可能である。</p>	日本証券業協会証券評議会	金融庁
232	4月15日	5月2日	公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し	<p>公開買付け規制のうち、いわゆる5%規制における「買付け等」および「株券等所有割合」の計算において、証券会社の商品有価証券勘定による通常のトレーディング業務にかかるものを対象外としてほしい。</p> <p>【提案理由】 証券会社のトレーディング業務は、市場の仲介目的で行われるもののが主であり、特に社内規則等で証券会社が独自に議決権行使及びその指図をしないこととしている場合には、会社の支配権に影響を与えようとする意図がない。</p>	日本証券業協会証券評議会	金融庁
233	4月15日	5月2日	'公開買付けによる買付け等の通知書'における公開買付者による押印の省略	<p>公開買付けによる買付け等の通知書の様式から、印を削除していただきたい。</p> <p>【提案理由】 当該通知書の作成及び送付は公開買付代理人との事務委託契約において買付者より公開買付代理人に委託されているのが通例である。金融商品取引業者からの送付であれば、すでに電磁的方法により提供するときは公開買付者の印は省略が許されているのであるから、これと同様に省略しても問題はないと思われる。</p>	日本証券業協会証券評議会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
234	4月15日	5月2日	持株会の拠出限度額からライツイシュー等の権利行使代金を除外すること	<p>持株会の拠出上限額(一回当たりの拠出金額が百万円未満)から、ライツイシューなど新株予約権の行使金額を除外することとする。</p> <p>【提案理由】 企業の資金調達手段として新株予約権を用いたライツイシューがある。本手段は、取引所の規制緩和により、今後有力な調達方法となる可能性がある一方で、持株会の拠出金は、一回当たり上限百万円未満と設定されており、ライツイシューの際に不都合を与える可能性がある。例えば、持株会がライツイシューに応じて、新株予約権の行使代金を払い込んだ際に、拠出限度額を超過する可能性がある。この場合には、持株会は権利行使を断念することになる。これは、ライツイシューにより現株主対象に円滑な資金調達を行いたい企業と、持分比率を維持させたい持株会と両者にとって不都合な規制となる。特に、権利行使価格が時価より低く設定されたライツイシューでは、持株会・持株会会員に不利益を与える可能性もある。同様の事例が、新株予約権を用いた買収防衛策(ライツ・プラン)についても発生する。この規制は持株会の拠出をインサイダー取引から分離することを主旨としたものであり、ライツイシューを普及させるためにも、持株会の拠出上限算定に新株予約権の権利行使代金を除くことが必要と考える。</p>	日本証券業協会 証券評議会	金融庁
235	4月15日	5月2日	ライツ・オファリングに係る開示規制の見直し等	<p>発行登録書等を利用してライツ・オファリングを行う場合は、目論見書の作成・交付を不要として欲しい。</p> <p>【提案理由】 ライツ・オファリングによる増資を躊躇する要因排除を目的とする。ライツ・オファリングにおいて、発行登録制度を用いてマーケティングを行って条件決定を行うことが考えられるが、この場合の目論見書の不要措置により、円滑なマーケティング及び条件決定が可能になることが期待される。</p>	日本証券業協会 証券評議会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
236	4月15日	5月2日	ライツ・オファリングにおける条件決定のタイミングの柔軟化	<p>届出書提出後に行使価格を決定する場合は、開示府令第9条第1項第2号により、行使価格が時価又は時価に近い一定の価格である場合は、行使価格決定後に訂正届出書に記載すれば足りることとなっている。しかし、ライツ・オファリングの場合、行使価格は時価から相当程度乖離した価格で決定されることが想定されることから、開示府令第9条第1項第2号に該当しないこととなり、届出書に必ず行使価格を記載しなければならないこととなる。ライツ・オファリングにおいては、時価からの乖離幅のみを届出書に記載しておき、その後の訂正届出書に行使価格を記載することを可能として頂きたい。</p> <p>【提案理由】 平成24年4月1日より、ライツ・オファリングに係る金商法改正がなされたが、ファイナンス期間が長いことから、コミットメント型のライツ・オファリングは未だに実施されるに至っていない。海外においては、ファイナンス期間は、一般的に2から3週間程度であるのに対して、国内においては、今後割当通知に関する会社法の改正が実施されたとしても、40日以上のファイナンス期間が必要となる。コミットメントを行う証券会社の立場からは、株価が行使価格を下回った場合のリスクを考慮すると、行使価格決定日から失権ライツを取得するまでの期間を海外と同様な期間に少しでも近づける努力が必要となる。その為にも届出書提出後に行使価格を決定することを可能として頂きたい。</p>	日本証券業協会 証券評議会	金融庁
237	4月15日	5月2日	目論見書の交付義務の見直し	<p>公募増資案件における目論見書の紙ベースでの作成が義務付けられているが、適切な公表の措置を取れば、電子版のみの配布でも可とするよう規制の緩和をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 公募増資案件における目論見書の紙ベースでの作成は発行会社、証券会社にとって費用、事務負担となっているばかりでなく、取引スケジュールにも大きな影響を及ぼすものであり、市場環境に即した迅速かつ柔軟な意思決定を阻害する要因となっている。例えば、EDINETに目論見書を掲載し、その旨を広く周知することで、紙での目論見書の作成及び投資家への配布については省略できるといった柔軟な対応ができるようにしてほしい。</p>	日本証券業協会 証券評議会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
238	4月15日	5月2日	条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和	<p>開示府令第14条の2第1項第3号の場合における、電話等による閲覧確認を不要として頂きたい。</p> <p>【提案理由】 開示府令第14条の2第1項第3号では、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする販売証券会社等のホームページ等に発行条件を記載する方法を探る場合は、電話等により当該情報を取得したこと等を確認しなければならないとされている。同第1号及び第2号においては、2以上の日刊紙又は日刊紙及びホームページ等への掲載を求めているのみであり、投資者が当該情報を取得したことの確認までは求めていないところ、第3号では情報取得の確認を義務付けられていることにより、金融商品取引業者にとって実務上の負担が重く、利用されていないのが実態である。したがって、第3号の場合において、ネット等で情報開示が行われることについてあらかじめ投資家が確認している場合には、条件決定後の情報取得の確認を不要として頂きたい。</p>	日本証券業協会、証券評議会	金融庁
239	4月15日	5月2日	特定投資家に対する安定操作期間の通知	<p>現在、安定操作取引が実施されている銘柄については、金融商品取引業者はその旨を顧客に対し説明した上で受注することとなっているが、電子的手段を用いて注文を行う特定投資家に限り、安定操作期間の通知をもって当該説明に代えることができるのこととする。</p> <p>【提案理由】 安定操作取引またはその受託等を行った金融商品取引業者は、その最初に行った安定操作取引のときから安定操作期間の末日までの間に、安定操作取引に係る有価証券等の買付の受託等をする場合には、買付けなどにつき合理的な判断をする機会を提供するために、その相手方に対して安定操作取引が行われた旨を表示することとされている。当該表示義務の履行にあたり、対面による受注の場合には、受注の際に顧客へ説明し了承を得てから受注することができるが、電子的手段を用いて注文を行う顧客の場合は当該機会がないため、安定操作が行われたときから顧客への説明・了承を得るまでの間、受注を停止する必要がある(停止しないと、自動的に受注してしまうため)。一方で、電子的手段を用いて注文を行う顧客のうち特定投資家については、安定操作が発表された事実を公表された段階で把握しているものと考えられるので、安定操作対象銘柄及びその可能期間を金融商品取引業者から事前に電子メール等により連絡することで、顧客への説明は行わなくても、自分自身で行うべき活動は理解できると考えられる。したがって、当該投資家からの注文については安定操作期間中の受注を停止することなく執行し、電子的手段を用いた注文に係る利便性の向上につなげたい。</p>	日本証券業協会、証券評議会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
240	4月15日	5月2日	銀行代理業における事業性資金貸付の媒介の要件緩和	<p>現状、銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付の媒介を行う場合には、与信の金額について、預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)に限定されているが、有価証券担保貸付も加えることとする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付の媒介を行う場合には、与信の金額について、預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)に限定されており、実質的に中小企業等からの借入申込みに応えられない。(b)銀行代理業で主に個人から受け入れた預金を活用して中小企業向け事業性資金供給という資金循環を促すことが可能になり、日本経済の活性化と銀行代理業の健全な発展が可能になる。懸念されている兼業との利益相反取引については、所属銀行による十分な検証体制が整っているとともに、抱合せ販売等の優越的な地位の濫用も代理店での研修体制の整備、所属銀行での顧客確認書の受け入れ等で十分に防止されており、問題無いものである。さらに有価証券担保とすることにより、情実融資の抑止、貸倒リスクの極小化も可能となり、金融市場全体への影響等も無いといえる。(c)中小企業への資金供給拡大と銀行代理業の健全な発展に効果がある。</p>	日本証券業協会 証券評議会	金融庁
241	4月15日	5月2日	大量保有報告書において5%を下回った報告書を提出した後も、提出義務が続くことの見直し	<p>大量保有報告書を提出した者が、その者の株券等保有割合が100分の5以下となった後に変更報告書(金融商品取引法27条の25第1項)を提出した場合、当該変更報告書の提出事由の如何にかかわらず、当該提出後における変更報告書の提出を不要として頂きたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現規定では、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによらずに重要な事項の変更が連続して発生したような場合、例えば、以下のように提出義務が発生することがある。1) 株券等保有割合が5.2%であることにより、大量保有報告書を提出。2) その後保有者の住所変更により変更報告書を提出。このときの保有割合は4.3%。3) その後保有者の名称の変更により変更報告書を提出。このときの保有割合は3.4%。4) その後株券等保有割合が3.4%から2.2%に減少する変更報告書の提出、または3.4%から4.5%へ増加することによる変更報告書の提出(いずれも義務発生は株券等保有割合の百分の一の増加)もあり得る。上記の場合において、3)および4)の変更報告書は不要とすべきではないか。「大量保有者」(株券等保有割合が百分の五を超えるもの)(法27条の23第1項)でないものに「大量保有」報告書の提出義務を課し続ける必要はないと考える。</p>	日本証券業協会 証券評議会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
242	4月15日	7月9日	カバードボンド法の制定	<p>世界的に法制整備が進んでいるカバードボンドについてわが国でも法整備を行い、カバードボンドの法的安定性、発行体の健全性、担保資産の健全性の確保により、安定した資金調達環境の確保と投資家保護を図り、金融システムの一層の安定化を図る。</p> <p>【提案理由】 歐州で法制化が先行しており、先の金融危機においては、銀行の無担保社債や法制に基づかないカバードボンドが流動性を喪失する中で、法制によって確立されたカバードボンドは市場の健全性を維持し、銀行システムの安定化に寄与した。これを受けて米国、豪州でも法制化の動きが広がり、豪州では主要銀行がカバードボンドの発行を開始している。本邦でもストラクチャード・カバードボンドの発行が試みられた事例はあるが、本邦法制化においては、カバードボンドのオリジネーターの倒産隔離性の確保について専門家の意見の一致が見られない等、法的安定性にコンセンサスがない。潜在的な流動性リスクへの対応のためにも、カバードボンド法制の整備は喫緊の課題の一つである。</p>	日本証券業協会証券評議会	金融庁
243	4月15日	5月2日	'業務及び財産の状況に関する説明書'(ディスクロージャー誌)の営業所又は事務所等への備置義務の撤廃	<p>有価証券報告書提出証券会社については、「業務及び財産の状況に関する説明書」(ディスクロージャー誌)の営業所又は事務所等への備置を不要とする。一方で、当該会社の営業所又は事務所等ではディスクロージャー誌を電磁的記録で管理し閲覧可能な状態にするものとする。加えて、各社ホームページや日本証券業協会ホームページ等の指定の場所への掲載を認めることとする。</p> <p>【提案理由】 財務情報等については、有価証券報告書における開示の方がディスクロージャー誌よりも範囲が広く、期中の開示回数も多い。さらに、業務の状況や店舗等に係る情報は各社ホームページでも掲載されているものである。また、投資家等にとっては、EDINETや日本証券業協会ホームページ等の一覧性のあるところに規則的に掲載した方が利便性はより高いものと思われる。さらに、営業所又は事務所等において電磁的記録で管理し閲覧可能な状態であれば、物理的な店舗備置義務は不必要と思われる。</p>	日本証券業協会証券評議会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
244	4月15日	7月9日	海外の証券会社による公募増資に係る海外募集のための株式取得及びブロック取引のための取得の対内直接投資等からの除外	<p>①海外募集の公募増資案件において海外の証券会社が引受けて海外投資家に販売する場合における、海外の引受証券会社による株式の取得及び②海外の証券会社によるブロック取引のための一時的な取得が対内直接投資等に該当しないこととして頂きたい。</p> <p>【提案内容】</p> <p>海外の引受証券会社による公募増資に係る株式の取得は、海外投資家に販売するための一時的な取得に過ぎず、実質的な対内直接投資とは異なるため、一定の日数を超えて保有するような場合以外には、対内直接投資等に該当しないこととすることも可能と考えられる。また、大量保有報告制度(金融商品取引法第27条の23)においても引受けによる保有が除外(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第4条第2号)されていること、上場会社等の役員等による売買等の報告(金融商品取引法第163条)においても同様に除外(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第24条第2号)されていることに鑑みても、平仄が合うものと考える。また、海外の証券会社によるブロック取引のための一時的な取得も、実質的な対内直接投資等とは異なるために適用除外とすることによって事務手続きの軽減が図られることとなる。</p>	日本証券業協会 証券評議会	国農文財 土林部務 交水科省 通産学 省省警 、、、察 環經厚 境済生 省產労金 業勵融 省省厅 、 総務省
245	4月15日	5月2日	証券会社に対する取引照会の一元化(税務調査関連)	<p>現状、顧客の取引状況や残高に関する照会は、全国の税務署や国税局ごとに応じて対応しているところですが、その照会元および回答先を各地方の国税局又は国税庁等に集中化していただくことを要望する。</p> <p>【提案内容】</p> <p>現在、多くの証券会社等は、全国の税務署や国税局より個別に顧客の属性や取引履歴等の顧客照会を受け対応しておりますが、照会する文書や内容が統一されていない場合があることや、回答(返答)先が全国にわたることからその事務処理が煩雑なものとなっている。また、回答(返送)時の郵送料も証券会社等が負担しているケースも見られる。(多くの場合返信用の封筒が同封されているものの、通常当該封筒は普通郵便用であり、顧客情報を封入する関係上、多くの証券会社等は自己負担のもと書留郵便等で返送していると思われ。)これらのことから、国税局や国税庁等に照会窓口の集中化を行っていただくことにより、事務コスト、郵送コストの削減につながるとともに、処理の迅速化にもつながることから、本提案を提出する。</p>	日本証券業協会 証券評議会	財務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
246	4月15日	5月2日	確定拠出型年金制度の拡充	<p>日本版IRA(個人型年金積立金非課税制度)の導入など、我が国の確定拠出型年金制度を拡充していただくことを提案する。</p> <p>【提案内容】 従来型年金制度(現行の公的年金や企業年金)には、少子高齢化の進展、積立不足、課税の公平性や中立性(雇用形態・世代間による不公平)、企業倒産による影響や雇用の流動化対応(ポータビリティの確保)など様々な問題を抱えている。これらの問題を解決する為にも、米国で既に導入されているIRA(individual Retirement Account)などを参考に、現行の確定拠出型年金の制度を拡充し、国や企業から離れて個々人が自助努力で資産形成することを支援するような年金制度を創設することが必要であると考る。</p>	日本証券業協会証券評議会	厚生労働省
247	4月15日	5月2日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	<p>【提案の具体的な内容】 ●銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ●保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ●「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。</p>	明治安田生命 住友生命	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
248	4月15日	5月2日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	<p>【提案の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約規制」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行規制を維持していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約規制」)。 ●雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用者に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ●上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行規制を維持していただきたい。 	明治安田生命 日本生命 住友生命	金融庁
249	4月16日	5月2日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	<p>●内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。・また、昨年4月から適用された「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」の実効性確保のための措置および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 <p>●理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備してきた必要不可欠な制度である。・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されておらず、近年の経済環境の悪化を考慮すれば、融資先への銀行等の影響力はますます強まっているとも考えられる。このため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただけようお願いしたい。・特に、昨年4月のルール見直しにおいて実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」の確保および融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある、一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 	日本生命	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
250	4月15日	5月2日	信用保証協会「保証付債権」の譲渡に関する要件の緩和	<p>信用保証協会「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡する際の要件に、「銀行が関係者と合意の上策定した再生計画」を追加されたい。</p> <p>【提出理由】 中小企業の場合、銀行と債務者が合意のうえ作成した計画に基づき再生支援を行うケースが多いため、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が迅速に行われない事例もみられる。抜本的かつ迅速な事業再生が求められる中、要件が緩和されれば、民間主導による事業再生が活発化するなど、事業再生の実効性が高まるものと考える。</p>	第二地方銀行協会	経済産業省
251	4月15日	5月2日	動産譲渡登記等を取扱う法務局の複数化	<p>動産譲渡登記等を取扱う法務局を複数化されたい。特に、復興支援の観点から、東北地区の法務局の対応を優先されたい。</p> <p>【提案理由】 現在、動産・債権譲渡登記の取扱い法務局は、東京法務局に限定されているため、登記完了までに時間を要するほか、司法書士への委託費等も負担となっている。</p>	第二地方銀行協会	法務省
252	4月15日	5月2日	動産譲渡登記の公示性の強化	<p>「動産譲渡登記」が、「占有改定」に優先するよう、制度を改正されたい。</p> <p>【提案理由】 担保権設定時に占有改定による譲渡担保権の有無を完全に確認することは困難であることから、動産譲渡登記の優先が認められれば、動産担保融資の利用促進が図られると考える。</p>	第二地方銀行協会	法務省
253	4月15日	5月2日	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	<p>不良債権開示については、「金融再生法開示債権」への一元化を図られたい。</p> <p>【提案内容】 「リスク管理債権」は、米国基準との同等性等の観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考える。他方、「金融再生法開示債権」は、(1)対象資産の範囲が貸出金だけでなく総与信に拡大されている、(2)債権ベースではなく債務者ベースで開示、という点で自己査定に準じた開示内容になっており、「リスク管理債権」を並行開示する意義は乏しい。また、一元化により事務負担の軽減に資すると考える。</p>	第二地方銀行協会	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
254	4月23日	6月6日	資金面での参入障壁の緩和・撤廃(公的助成金の手続きの簡素化・複数年度採択制度の採用)	研究開発を支援する補助金・委託金の手続きは極めて煩雑で、実際の事業開始が年度半ばとなるなど、実質的な研究開発に充てる時間が十分確保できない事例も多い。特に研究開発に時間のかかるライフサイエンス分野の助成制度においては、手続きを簡素化し、いち早く事業に取りかかれるよう、また、期中での進捗審査に伴ったうえで、複数年度にわたる事業内容を採択するなど制度改正を図られたい。	大阪商工会議所	経厚文済生部産労科業勵学省省
255	4月23日	6月6日	「強制水先制度」「夜間航行規制」の緩和	瀬戸内海エリアなど、一定海域を一定基準以上の船舶が航行するためには、水先法により水先案内人の乗船が義務付けられているが、その費用が高額なため、外国客船は瀬戸内海の航行を避けるケースがみられる。観光振興にため、安全性に配慮しつつ制度の緩和を検討されたい。また、同様に、海上交通安全法にある夜間航行規制についても緩和を検討されたい。	大阪商工会議所	国土交通省
256	4月16日	6月6日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続きの簡素化について	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレース工事について、リプレース工事着工までの期間を短縮し、環境負荷低減を早期に実現する観点から、環境影響評価手続き(アセス手続き)の対象外とし、法令の条文として明確にしてもらいたい。	電気事業連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
257	4月16日	6月6日	補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用	<p>屋根貸し事業により公共施設の屋根を貸し付けた場合、賃貸料収入が発生する。賃貸料収入については、例えば当該施設の維持管理費への充当や、それらを特定目的基金などに積み立てて自然エネルギー普及施策の財源に充当することが考えられる。しかし、ほとんどの公共施設の建設に当たっては、国庫補助金等が財源として充当されており、適正化法第22条の規定は貸し付けに際し各省庁の承認を得ることを求めており、また各省庁の財産処分の規定により、承認の条件として有償貸付に係る収入の一定割合については国庫納付が求められている。国庫納付の可能性があるだけで、公共施設の施設管理者の屋根貸し付け検討が進まない他、承認手続による事業開始の遅れやそれに伴う事業者の資金繰りの問題が生じたりする。今後の普及スピードの加速化や地域経済の活性化策、税外収入確保による財政健全化にも資するため、各省庁に対し、貸付料を当該施設の維持管理または地域における自然エネルギー普及に活用する場合には、国庫返還が不要となるよう規制緩和を要望する。</p>	地方自治体	国農文総 土林部務 交水科省 通産学 省省省財 、、、務 環經厚省 境濟生省 產勞業勵 省省
258	4月16日	6月6日	バイオマス発電に係る緑地面積の緩和	<p>工場立地法は、環境負荷の高い製造業などの適正な立地を目的に制定されたものであるが、環境負荷の軽減に貢献するバイオマス発電施設についても工場立地法が適用されるため、発電所敷地面積の25%を「緑地及び緑地以外の環境施設」にしなければならない。「工場立地に関する準則(告示)」では、地方公共団体が地域の実情に応じて緑地面積率等を緩和することを認めており、例えば、工業地域や工専地域等では環境施設(緑地及び緑地以外の環境施設)面積率を条例で10%にまで引き下げることが可能であるとされているが、再生可能エネルギー発電施設の1つと位置づけられているバイオマス発電施設については、さらなる面積率制限の緩和若しくは撤廃を実施していただきたい。</p>	民間企業	経済産業省
259	4月16日	6月6日	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の拡大	<p>小型発電設備規制検討ワーキンググループ(平成22年1月)において、人命や公共の被害といった致命的な被害をもたらすリスクをふまえて定められたものであり、これを超える場合にダム水路主任技術者を不要とすることはできないとの見解を示されている。他方、東日本大震災を経て、小水力発電の普及は施策の重要性を一層増している。最大使用水量が1?/sを1つのしきい値とすることの再検証及び発電出力200kW以上への引き上げについて再度の御検討をお願いしたい。</p>	民間企業	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
260	4月17日	6月6日	木質系バイオマス燃料材料の収集運搬等に関する規制の改革	<p>バイオマス燃料生産の普及拡大において大きな障害となっている収集運搬等の規制を改革してもらいたい。以下例をもって説明する。実例だがこれら「廃オガ」等はそもそも廃棄物という位置づけからスタートしているゆえに、事業化を目指す事業者がいくら有価で買い取るからと行政に説明しても理解がなく、一般廃棄物の収集・運搬許可のない者は行なってはならない一点張り。もちろん行政は許可を出さない。これではいくらすばらしい活用方法が研究開発されたとしても決してバイオマスエネルギーは決して普及しない。つまり法律が古いので再生可能エネルギーの普及を阻害している現状である。全国各地にそれぞれ特有のバイオマスが普遍的に存在しているのであるから、エリア限定あるいは活用方法限定などで規制を弾力的運用することで化石エネルギーに頼らないコミュニティ確立につなげるべきである。ちなみに、廃オガを原料とするバイオコーカスの製造についての収集運搬について市、県に相談したが、行政担当としてはどうすることもできないという返答であった。他の研究グループもこの問題につまっている。長野県の主要な産業のひとつ「菌床栽培」で排出されるいわゆる「廃オガ」は旧来発酵させ堆肥として使う以外に消費方法はなかったが、近年さまざまな活用方法が研究開発され新たなバイオマス燃料として注目されている。しかしそこに立ちはだかるのが事業系一般廃棄物の収集・運搬・保管等の規制である。</p>	北信州バイオマス利活用研究会	環境省
261	4月18日	6月6日	電気事業者のIPP電源入札における新電力等との共同調達の実現について	<p>一般電気事業者のコスト改善の一環としてIPP入札制度の復活が決定され、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(H24.9)が示されたところであるが、相対的に事業規模が小さく規制需要を持たない新電力には同様の手段で競争力ある電源を調達することは事実上困難(クレジット、資金調達等)であるため、競争上不利となる恐れがある。競争が進まない主要因となっている新電力の供給力不足への対策、および規模増の場合の一般電気事業者が調達するIPP電源の経済性向上の観点から、一般電気事業者がIPP入札を実施する際は、応分負担による新電力との共同調達等を柔軟に実施するよう、制度的な措置を講じる必要がある。共同調達においては、制度的に禁止されるものではないものの、一般電気事業者が実施するインセンティブが低いため、事業者間の調整では限界があるため、主管官庁が主体となり、「IPP電源の調達にあたっては、中長期的な調達予告スケジュールを公示するとともに、共同調達パートナー募集の公募を制度化する」等といったIPP電源調達に関する制度的な措置を要望する。</p>	民間企業	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
262	4月18日	6月6日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関するガイドラインの制定について	<p>【具体的要望】現在、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物に関するガイドラインがいくつか制定されているが、微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインは焼却処理編のみとなっている。微量PCB汚染廃電気機器等の処理については洗浄処理も期待できることから、洗浄処理に関するガイドラインの制定を要望する。</p> <p>【(a)規制の現状、(b)要望理由、(c)要望が実現した場合の効果】 (a) 規制の現状 廃棄物処理法に基づくPCB廃棄物の処理施設として、焼却施設、分解施設、分離施設、洗浄施設があるが、微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインについては、焼却処理編のみ制定されている。(b) 要望理由 現在、環境省主催の「PCB廃棄物適正処理推進検討委員会」において、PCB廃棄物の処理推進の検討がなされているところである。その検討の中で、「微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、「洗浄方式を活用した処理施設等の大きな処理能力を持つ施設の操業が期待される」旨の意見が出されていることから、微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインの洗浄処理編の制定により、微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進につながると考える。(c) 効果 微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進に向け、洗浄技術の向上や実用化の促進、無害化処理認定制度取得施設の増加が期待できる。</p>	電気事業連合会	環境省
263	4月23日	6月6日	失効した買戻し特約の抹消について	<p>業者から住宅を購入した際、その不動産に買戻し特約がついていた。何年かたって、当該不動産を売却する際、買主から買戻し特約の抹消を要求されるが、その際、買戻し特約も10年を超えて失効しており、さらに販売した業者が倒産していた場合、清算人が選定されていないと、訴訟を起こして確定判決をとつてそれでもって抹消しなければならない。費用が30万から50万円かかると言われている。こういったケースの場合、買戻し特約も失効しているのだから、登記官の職権で抹消できないものかと思う。買戻し特約を抹消しないと銀行でローンを付けてもらえないため、できるようにしてもらいたい。</p>	個人	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
264	5月7日	6月6日	包括的な化学物質総合管理法の制定と一元的な所管行政機関の整備について	<p>化学物質の管理に関する国際的な議論は、科学的な方法論に準拠して化学物質のリスクを適正に管理することによって健康や環境への影響を事前に防止するとともに、各国の制度や基準の違いから発生する貿易障害や経済への悪影響を防止することを目的とするものである。具体的には、欧州における2007年の包括的な管理法の制定に関する議論がEUの競争力委員会で審議されたことに典型的に示されるように、化学物質総合管理は、健康や環境の保護に深くかかるのみならず、すべての産業の競争力に直結する課題である。貿易立国であるべき日本は、今日、貿易赤字に直面しており、産業が国外向けと国内向けの二重の負担を強いられる状況はもはや放置できない。すべての産業が国際的に整合性のある法律体系の中で事業展開ができるように変革することが必須である。そしてその根幹は、化学物質総合管理を体现する包括的な管理法を制定して、多数の規制法が分立する日本の法律体系を再編して国際的な整合性を実現することにある。加えて、取締官庁として縦割り的に多数の省庁が介在する今日の行政の在り方を正して包括法の下でワンストップサービスを実現する一元的な行政体制に整理統合し、国際的な整合性を確保することにある。技術立国を体现し化学物質の管理に深くかかわっている機能性化学産業に最も典型的に表れるように、日本政府がこうした変革を可及的速やかに実現できるか否かは、今後の国際競争力の維持や雇用の確保に決定的な影響をもたらす。日本において包括的な管理法が未整備である間隔について、化学物質のリスクを十分確認していない廉価な製品が日本国内に流入してきている。これは国民の健康や環境に脅威を与えるのみならず、悪貨が良貨を駆逐するが如く、まじめに事業を展開している国内企業を苦境に追い込んでいる。また、分立する規制当局への対応に多くの経費と時間を要することが、海外における事業機会の喪失につながっている。このような認識の下、化学物質総合管理のための包括的な管理法を整備しそれを一元的に所管する行政機関を創設すべきこと提案する。</p>	民間団体	環境厚生省・経済産業省・労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
265	5月14日	6月6日	取引所商品先物取引に係る不招請勧誘規制の見直し	<p>[提案内容]商品取引所に上場されている商品先物取引の契約締結の勧誘について、不招請勧誘の禁止を適用しないこと。[規制の現状]商品デリバティブ取引では商品先物取引法により国内及び外国取引所取引(取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのあるものに限る。)並びに店頭取引の契約締結について、勧誘の要請をしていない個人顧客に訪問し、又は電話をかけて勧誘することが禁止されている。なお、金融商品取引法に基づく金融デリバティブ取引では店頭取引のみ不招請勧誘が禁止され、取引所取引である日経225先物、くりっく365は不招請勧誘は禁止されていない。</p> <p>[理由]1. 取引所取引は健全性が高いこと。商品取引所は商品先物取引法に基づき主務大臣の許可を受けて設立された公的なマーケットである。そこで行われる商品先物取引の価格は、業者が価格を提示する店頭取引と異なり、売り注文と買い注文が市場で約定することで価格が決定する透明、公正な価格形成がなされていること、取引に必要な証拠金は清算機関に保管されることなど、取引所金融デリバティブ取引と同様の制度であり、健全性の高い取引である。2. 取引所取引のトラブルは少ないこと。全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)のデータに基づく平成24年の商品先物取引に係る苦情相談件数は944件、そのうち国内商品市場取引に係るものは206件である。また、商品先物取引法に基づく自主規制機関である日本商品先物取引協会が受け付けた同年の苦情・紛争件数は55件である。ともに委託者保護に係る累次の法改正により大きく減少している。3. 投資家への情報提供の必要性があること。投資家は、ハイリスク・ハイリターンの投資商品であるか否かにかかわらず、自らがリスクの度合いを判断し、自己責任の下で自由な投資判断をすることが求められる。そのためには、様々な投資商品についてできるだけ多くの適確な知識、情報が提供される必要がある。しかし、不招請勧誘の禁止によって業者が投資家にアクセスすることを一切禁じているため、業者が取引所取引を紹介、説明することはできず、投資家は商品性の比較や投資判断ができない状況に置かれてしまっている。適合性の原則を前提として、投資家への情報提供機会が制約されることのない規制とする必要がある。</p>	日本商品先物振興協会	経済林産水業省
266	5月15日	6月6日	発電設備にかかる電気主任技術者の外部委託承認範囲の拡大	<p>再生可能エネルギーの普及を促進する観点から、太陽光など小規模、分散型の発電設備の設置に際しては、出力1,000kw以上の場合であっても、1,000kw未満の場合と同様に、電気主任技術者を配置する代わりに電気保安協会等へ電気設備の保安管理を外部委託できるようにすること。</p> <p>(注)出力50kw以上の発電設備では、電気工作物の保安監督等のため電気主任技術者を選任して届け出る義務があるが、電気事業法施行規則第52条第2項により、太陽光発電のほか、風力、火力、水力発電の1,000kw未満の設備では保安管理業務を外部委託することができることとされている。</p> <p>(注)太陽光、風力、水力、火力発電所に係る電気主任技術者の外部委託の承認範囲については、本年6月末に「2,000kW未満」まで対象が拡大される予定(6月末に省令及び告示が改正・公布・施行予定)。</p> <p>(注)再生可能エネルギー固定価格買取制度の平成24年度認定設備において、1,000kw以上の太陽光発電設備は全国に1,024件、約318万kw。</p>	日本商工会議所	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
267	5月15日	6月6日	国際先端テストを活用した充電スタンドや水素スタンド設置にかかる保安規制等の早期見直し	<p>次世代自動車産業の成長を促進するため、その基盤となるガソリンスタンドにおいて、①充電スタンドや、②水素スタンド、を併設する際の安全規制や使用可能鋼材にかかる性能基準については、国際先端テストにかけ、安全を確保した上で、諸外国の保安規制や設置規制を参考に、早期に見直すこと。</p> <p>(注)充電スタンド: ○消防庁において給油取扱所および商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策が取りまとめられたことを踏まえ、消防法令の改正等の所要の措置がとられる予定(電気設備に関する技術基準を定める省令第69条、可燃性蒸気流入防止構造等の基準についてH13.3.30消防危第43号、給油取扱所に設置される充電設備の技術上の基準等に係る運用上の指針についてH6.3.29消防危第29号)。 ○急速充電器の設置箇所数は全国に1,677カ所。(ほとんどが自動車販売店、行政施設に設置されている(急速充電器に関する任意団体「チャデモ協議会」ホームページより)。 (注)水素スタンド: ○平成17年2月に消防法令が改正され、既に水素ステーション(40MPa以下の圧縮水素を取り扱うものに限る)をガソリンスタンドに併設するできることとなっているが、圧力容器や配管の強度、使用可能鋼材の規格、公道とディスペンサーの距離など、欧州、米国と比較して厳しい規制となっている(高圧ガス保安法一般ガス保安規則関係例示基準) ○現在稼働中は全国に16カ所、平成25年度には3カ所を新設予定(燃料電池実用化推進協議会資料)。水素スタンドの推進は、日本再生戦略等において国の施策として明確に位置づけられており、平成27年までに100カ所程度の水素スタンドの建設を目指して、25年度から国の支援(水素供給設備整備事業費補助金)が始まる予定(第8回規制改革会議資料等)。</p>	日本商工会議所	経済産業省
268	5月15日	6月6日	国際先端テストを活用したPCB廃棄物処理コスト引き下げのための処理対象基準の見直し	<p>絶縁油の製造過程で混入したPCB(ポリ塩化ビフェニル)の処理について、日本では非常に厳しい基準(0.5ppm超)が適用されていることから処理対象が多く発生し、事業者にとって費用負担が経営を圧迫するケースもあるため、優先的に国際先端テストにかけ、安全性を確認した上で、欧米並みの基準(50ppm超)に引き上げること。</p> <p>(注)ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則 第3条 (注)PCB特別措置法は、意図的にPCBを使用した高濃度PCB廃棄物を想定した法律であり、微量のPCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の存在は法施行後明らかになったものである(第8回規制改革会議資料)。これらの「微量PCB汚染廃電気機器等」は約450万台に上ると推計されている(環境省)。 (注)規制改革会議 第1回エネルギー・環境WG(3/15安念座長資料):「現在、国内では、PCB含有絶縁油にかかる処理対象基準が「0.5ppm超」に設定され、適正に処理できる事業者や処理場も限定されている。結果として、今後、膨大な処理費用(6,000 億円との試算)の発生が見込まれている。この処理基準に関し、欧米の先進諸国においては「50ppm超」と設定されているところであり、検証が必要」</p>	日本商工会議所	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
269	5月15日	6月6日	歩行者天国など地域活性化イベントで道路を使用する際の許可基準の明確化	<p>歩行者天国など地域活性化のため地域ぐるみでイベント等を行う際、所轄警察署への道路使用許可手続きや道路占有許可手続きについて、事前相談受付など申請者の負担軽減が図られているところであるが、現実にはなかなか許可されないケースもあるため、事前相談段階で指導・助言すべき許可条件(判断基準)を明確化するとともに、手続期間の短縮化を図ること。</p> <p>(注)道路交通法第77条、道路法32条の規定によるもの。平成17年に警察庁と国交省から道路使用許可申請手続の簡素合理化が通達された。平成23年にも警察庁と国交省から再徹底の通達が出され、道路交通法・道路法の運用にあたっては「合理的な理由もなく道路使用的許可期間を短くすることをいたずらに更新手続きを繰り返させることのないようにすること」「一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、当該イベント等の公益性等について、実態に即した判断を行うこと」とされている。(注)【道路使用許可件数(警察庁資料引用)】『平成23年度』道路使用許可件数:3,206,053件、(道交法77条第1項第1号 *に係る件数:2,421,790件)、(道交法77条第1項第4号 *に係る件数: 484,072件)、『平成22年度』道路使用許可件数:3,175,019件、(道交法77条第1項第1号 *に係る件数: 2,367,063件)、(道交法77条第1項第4号 *に係る件数: 497,349件)、※(カッコ)内は使用許可件数の内数。、* 同法第1項第1号:道路使用許可における、道路、工事作業等に係るもの。* 同法第1項第4号:道路使用許可におけるマラソン、駅伝、祭礼等のイベント等に係るもの。</p>	日本商工会議所	国警察土建交通省
270	5月15日	6月6日	屋外で飲食物を提供するイベントなどの広域開催を容易にするための食品営業許可基準の弾力的運用	<p>時営業の許可等が必要となるが、食品の品目によって販売できる地域とできない地域があるほか、露店の設備要件等も都道府県の条例によって異なるケースがある。広域的に開催する場合や全国持ち回りで開催する場合に支障が生じているため、こうした臨時イベントの開催において、関係都道府県間で適切な調整が図られるよう、許可基準を弾力的に運用できるガイドラインを明示すること。</p> <p>(注)食品衛生法第52条に基づき、都道府県が条例で食品営業許可の基準を定めることになっている。そのため、縁日や祭礼の際に簡易な施設を設け不特定多数の人々を対象に食品を提供する場合における臨時営業の届出については、例えば露店で提供直前に加熱処理した「焼きそば」は販売できるが、加熱処理できない米飯類を使った「カレーライス」や「おにぎり」などを販売できる地域と出来ない地域があつたりする。また、給排水の設備要件が異なつたりする。※例えば、大阪府泉佐野市ではカレーライスやおにぎりの提供が禁止されているが、東京都ではカレーライスの取扱要件として「ライスは炊飯後65°C以上に保温するか2時間以内に提供すること」といった条件のもとで提供でき、また滋賀県ではおにぎりの提供が可能となっている。</p> <p>※露店に備える給水設備の要件については、例えば東京都では180以上の給水タンクが必要で排水容量に関する規定はないが、新潟市では最低でも200以上の給水タンクと排水タンクを備える必要がある(新潟市では食器の洗浄を行う場合は100l以上、洗浄を行わない場合は50l以上が必要)</p> <p>(注)屋外で飲食物を提供するイベントを実施している商工会議所は、全国で約40ヵ所以上(日商 観光振興への取組調査アンケート)</p>	日本商工会議所	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の所管官庁
271	5月15日	6月6日	プレミアム(付き)商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し	<p>地域での消費喚起と地域経済循環に大きな効果があるプレミアム(付き)商品券の継続的かつ大規模な発行を促進するため、以下のとおり資金決済法の保証金供託制度を見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○供託を要する有効期間を、現行の6ヵ月超から12ヵ月超に延長すること。 ○商工会議所等の公的な団体が主体となって発行する場合は、供託を不要とすること。 <p>(注)有効期間6ヵ月以上の商品券を発行(第三者型前払式発行手段※)する場合、資金決済法第14条(前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が政令で定める額を超えるときは、当該基準日(同法第3条第2項に規定する「毎年三月三十日及び九月三十日」)未使用残高の二分の一の額以上の額に相当する額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。)に基づき、毎年3月末と9月末の段階で、未使用残高が1千万円を超えている場合は、未使用残高の半額を供託する必要があるため、有効期間を6ヵ月以内に制限するか、発行額を低く抑えざるを得ない。※自社以外の第三者の店舗(加盟店、フランチャイズ店等)においても使用することができる商品券のこと。商工会議所が発行する場合は、一般に第三者発行型になる。</p> <p>※商品券発行事業に取り組んでいる商工会議所は、全国で166カ所(日商調べ、平成21年時点)。有効期間の設定状況 1~3ヵ月:32商工会議所、4~6ヵ月:116商工会議所 7ヵ月:18商工会議所</p>	日本商工会議所	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
272	5月15日	6月6日	観光遊覧船や屋形船などの新航路開設手続きの簡略化と航行プランの自由度拡大	<p>国際空港に近いなどの立地特性を活かし、インバウンドを含めた観光客の拡大を図るため、観光遊覧船や屋形船等の新航路開設手続きを以下のとおり見直すこと。</p> <p>①現行:許可制 ⇒ 届出制 ②魅力的な航行プランを立てられるよう航行ルートや航行日数の自由度を高めること。</p> <p>(注)全国の旅客不定期航路事業(遊覧船、屋形船、レストラン船等含む):539事業者、1129航路、1102隻(国土交通省「平成24年版海事レポート」より)</p> <p>(注)海上運送法第3条および第20条、第21条により、新たな航路を開設する場合には許可が必要(旅客定員12名以下の船舶で行う不定期航路事業、または旅客定員が13名以上の場合で年間(暦年)の運行が3日以内となる不定期航路事業等一部届出制のものもあり)となる。その際、許可申請手続きのため海事代理士へ支払う費用が1件あたり数十万～百万円程度を要する。</p> <p>③本意見の関連事項として、瀬戸内海エリアなど船舶が混雑し地形や水路が複雑で気象や潮流の状況が厳しい全国11の水域では、海上交通の秩序を維持するため、水先法により一定基準以上(瀬戸内海では1万総t以上)の船舶に対し水先案内人※の乗船が義務づけられているが、その費用が高額で、観光目的の外国客船などが瀬戸内海航行を避けるケースがみられるため、安全性に配慮しつつ総t数の引上げもあわせて検討すること。</p> <p>④同様に、瀬戸内海エリアにおいては長さ200m以上の船舶は昼間の航行しか認められていないため(海上交通安全法第23条、同法施行規則第15条に基づく巨大船等に対する指示)、安全性に配慮しつつ夜間航行も可能にするようあわせて検討すること。</p> <p>※水先案内人:平成16年度末現在、全国に656人いる。1級から3級まであり、1級水先人になるには、沿海以遠の乗船履歴で船長として総トン数3千t以上の船舶への2年以上の乗船経験、三級海技士(航海)の免許、養成施設課程の修了、水先人試験(国家試験)の合格が必要。</p>	日本商工会議所	国土交通省
273	5月15日	6月6日	観光客の回遊性向上等のための小型特殊車両にかかる基準等の見直し	<p>観光客等の回遊性向上や交通弱者対策を図るため、安全性が確保された低速の乗合小型車両(電動カート等)を、法令上の小型特殊車両として位置づけるよう保安基準等を見直すこと。</p> <p>(注)道路交通法施行令に基づく小型特殊車両(農耕トラクター等)の乗車定員は1人(運転者以外の者の用に供する乗車装置を備えるものにあっては2人)に制限されており、乗車定員が3人以上の低速の乗合小型車両(電動カート等)は、仮に道路運送車両法に基づく小型特殊自動車の保安基準(方向指示器や警音器の配置等)を満たしても、公道走行は認められない。</p> <p>(注)アメリカ・ロサンゼルスの南、ロングビーチ沖のサンタ・カタリーナ島では、環境保護を目的にガソリン車の乗り入れが禁止されており、観光客が島内を一周(移動)するには電動カートを利用する。</p>	日本商工会議所	国警察土交厅通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
274	5月15日	6月6日	特別史跡を活用した国際観光拠点化のための現状変更の制限に関する許可基準の緩和	<p>国内観光のみならず訪日外国人客を増加させるため、民間の自由な発想と活力により、特別史跡など歴史的文化的な資産を有効活用して国際観光拠点として整備することができるよう、文化財保護法における特別史跡の現状変更の許可基準を緩和すること。</p> <p>(注)現在特別史跡内に土産店や商業施設など新たな施設を設置するには、文化財保護法第125条第1項の規定により、文化庁長官の許可が必要となる。また、施行令第5条第4項第1条により、文化庁長官または市教育委員会と申請、許可の流れが異なる。</p> <p>(注)国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺跡、厳島など、全国に61カ所ある。</p>	日本商工会議所	文部科学省
275	5月15日	6月6日	観光によるまちおこしのため旅行業登録を行う際に必要となる営業保証金の免除	<p>地域の観光資源を活用し、観光による新たなまちおこしに取り組む動きが各地にあるが、例えばモニターツアーを開催して観光客を誘致する場合などでも、旅行業者の登録が必要となる。こうした手づくり観光を行う場合でも、登録には旅行業法で規定された高額な営業保証金が必要となり、ツアー等の主催を諦めるケースも生じているため、地域での信用があり弁済能力のある主催団体等が登録する際は営業保証金を免除すること。</p> <p>(注)旅行業法により、第3種旅行業(手配旅行・企画旅行および隣接市町村等の国内募集型旅行が業務範囲)は、営業保証金として300万円を供託しなければいけない。ただし、旅行業者計 9,274社(2012年4月1日現在、資料:観光庁)旅行業協会に加入している場合には、その5分の1(60万円)を弁済業務保障分担金として納付する。第2種(国内募集型旅行の対象が全国)では1100万円(旅行業協会加入の場合は220万円)、第1種(海外の募集型旅行が可能)は7000万円(旅行業協会加入の場合は1400万円)が営業保証金として必要になる。なお、旅行業法施行規則の一部改正が行われ(施行日:平成25年4月1日)、営業所の存する市町村並びにこれに隣接する市町村等の限定さ第3種旅行業者 5,749社れた区域についてのみ、企画旅行、手配旅行等を行うことのできる旅行業の類型として「地域限定旅行業」が創設された。これにより、当該類型の営業保証金の供託額及び基準資産額が、他の旅行業の類型よりも引き下げられた(営業保証金の最低額、基準資産額ともに100万円)。地域限定旅行業は100万円以上、第3種旅行業は300万円以上、第2種旅行業は700万円以上、第1種旅行業は3,000万円以上の基準資産額(=資産合計-負債合計-営業保証金または弁済業務保証金-不良債権、繰延資産、営業権)を必要としている。(注)第1種旅行業者 726社、第2種旅行業者 2,799社、第3種旅行業者 5,749社、旅行業者計 9,274社(2012年4月1日現在、観光庁)</p>	日本商工会議所	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
276	5月15日	6月6日	地域の状況に合わせた臭気規制への見直し	<p>日本のTPP参加で打撃を受ける畜産業が、業容拡大等に努力する際の障害となるため、悪臭防止法の臭気指数規制を、人口が密集している地域とそうでない地域で基準を分けるなど、地域の特性に応じたものに見直すこと。</p> <p>(注)悪臭防止法では、成分に応じた臭気指数しか規定されていない。養豚業者に対して臭気指数の2号基準(悪臭防止法第4条第2項第2号:気体排出口において満たさなければならない臭気の排出基準を定めたもの)に基づいて行政指導を行った結果、その養豚業者は指導を受けた畜舎での生産を停止することとなった。</p> <p>なお、規制の基準については、都道府県知事が定めることになっている。(同法第4条)</p> <p>また、都道府県知事は、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域を、規制地域として指定することができる。</p>	日本商工会議所	環境省
277	5月15日	6月6日	行政施設や公共空間等で手軽にアクセスできるWi-Fi環境の整備	<p>電子政府の推進のみならず、商店街振興や観光需要の喚起など、新たなビジネスチャンスを拡大するため、行政施設・公共空間・大型商業施設等で誰もが手軽にインターネット接続できるWi-Fi環境を整備すること。特に、本件は訪日外国人観光客のニーズに応えるとともに、2020年オリンピックの東京招致にも寄与するものである。</p> <p>(注)誰もが自由にWi-Fi環境を利用できるエリア・サービス(フリースポット)では、日本ではプロバイダー責任制限法に基づき、プロバイダーが利用者にメールアドレス等の登録による認証パスワードの取得を要求するケースが一般的である。これは利用者を特定することで、犯罪抑止につながるとの観点からである。(他人になりました不正アクセスやサイバー犯罪等を防ぐため)一方で、利用者にとっては、その場ですぐにネット接続するには手間がかかり利便性に欠ける面がある。また、海外のフリースポットでは、こうした認証手続きなしにすぐにネット接続できることから、特に観光で来日した外国人からは不評である。</p> <p>(注)民間団体であるFREE SPOT協議会の認証を受けたフリースポットは、全国に約1万1000カ所ある。</p> <p><主なフリースポット設置施設数></p> <p>行政施設(国、県、市等)1,253カ所、学校施設155カ所、空港・空港ラウンジ92カ所、駅・駅待合室75カ所、道の駅・高速SA/PA 211カ所、病院115カ所、商店街169カ所、ホテル・旅館・ロビー4,387カ所、一般店舗・コンビニエンスストア804カ所 等</p> <p>(注)韓国、アメリカ、イギリスには、フリースポットが10万カ所以上ある。</p>	日本商工会議所	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
278	5月15日	6月6日	安全・安心なまちづくりのための市街地における防災機能の向上	<p>安全・安心なまちづくりを実現するためには、密集市街地での老朽建築物等の建て替えや、住居地域からの工場移転を進め、避難路・避難地(公園等)を確保する必要がある。それを促すため、容積率の特例等が認められる防災街区整備地区計画等の策定手続きを簡素化・迅速化し、市街地の防災機能向上を図ること。</p> <p>(注)都市計画法第8条第1項第2号の3に基づき、都市計画区域については、特例容積率適用地区(※1)を定めることが可能であるが、平成24年3月時点で1地区(大手町・丸の内・有楽町地区)しか指定されていない。また、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第32条第1項に基づき、防災上危険性の高い密集市街地の効果的な再開発を促す制度として、市町村が作成・決定する防災街区整備地区計画制度(※2)が設けられているが、同制度の活用数は、全国で5都市17地区に止まっている。現行の計画策定手順については、「防災街区整備地区計画作成技術指針(国土交通省)」において、「区域設定、水準選択(地区の状況に応じた特定防災機能の水準選択)、計画案の作成、計画案の評価・検証」となっている。</p> <p>※1適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築物の容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区。(都市計画法第9条第15項)一般的に、容積率の移転は隣接する敷地間でしか認められないが、特例容積率適用区域制度を活用すれば、その区域内であれば隣接していない建築敷地の間で移転も認められる。これにより区域内での「空中権(未利用容積率の移転)」の売買が可能となる。</p> <p>※2当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを目的として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われるように定める地区。(都市計画法第13条第15項)地区内の公共施設等の防災機能の向上に資する再開発等について、容積率や建ぺい率等の特例措置が適用される。</p>	日本商工会議所	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
279	5月15日	6月6日	立地特性を活かした流通業務団地を整備するための施設用途の拡大	<p>流通業務団地が、その立地特性を最大限に活かして複合化・総合化(施設内で組立等の前加工からアフターケアまで各種業務を一体的に処理)したビジネス拠点を整備できるよう流通業務地区の用途規制を緩和し、流通業務団地内にショールームやITデータセンター、組立加工施設等を設置できること。(注)流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項により、流通業務地区は次の施設以外を建設できない。一 トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、二 卸売市場、三 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽(政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。)又は貯木場、四 上屋又は荷さばき場、五 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗、六 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所、七 金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場、八 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場、九 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車又は自動車車庫、十 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場、十一 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの</p> <p>(注)また、流通業務市街地の整備に関する法律施行令第3条で、簡易な加工の事業については、次に掲げるものと定めている。一 板ガラス又はカーテン、床敷物その他これらに類する繊維製品の切断の事業、二 家具、建具又は自転車の部品を組み立てることによりこれらを製品又は半製品とする事業、三 包装又はこん包の事業、四 商品又はその包装若しくはこん包に商品名その他の事項の表示を行い、又は当該表示がされた物を付ける事業</p> <p>(注)流通業務団地は、平成25年3月末現在、全国で27地区が稼働している。</p>	日本商工会議所	国土交通省
280	5月15日	6月6日	物流業の実態に合わせた駐車規制への見直し	<p>中心市街地ではトラックの積み降ろし場所を確保することが難しい中で、ドライバーが放置駐車違反の取締まりを受けることが多く、頻繁に違反した場合は企業が車両の使用制限の処分を受けるなど、物流業の事業継続に支障をきたすことがあるため、荷さばき車両に配慮した駐車規制に見直すこと。</p> <p>(注)道路交通法第45条第2項により、貨物の積み降ろしを行う場合で運転者がその車両を離れないときや、運転者がその車両を離れても直ちに運転に戻ることができる状態にあるときは駐車禁止の例外となるが、運転者1名で貨物の積み降ろしをする際に違法駐車となるケースがある。また、2004年の同法改正によって、車両の使用者義務が強化され、放置違反車両の運転者が特定できない場合には、車両の使用者に対して支払が命ぜられるようになった。</p> <p>※放置駐車とは、違法駐車と認められる場合における車両であって、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの。</p> <p>※過去6ヵ月以内に納付命令を3回受けている車両は、普通車で2ヵ月内、大型車・中型車で3ヵ月の範囲内で車両への使用制限が課される。</p> <p>(注)営業用トラックの保有台数は約110万台(平成22年、全日本トラック協会資料)</p>	日本商工会議所	警察庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
281	5月15日	6月6日	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和	<p>地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中で、その機能を最大限に発揮するため、地域の実情に応じて自由な組織編成と活動を可能にする必要があることから、商工会議所法を以下のとおり見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所法の認可事項に関する手続き(定款変更の一部)を認可制から届出制に緩和すること。 ○各地商工会議所および日本商工会議所の役員定数の基準について、地域の実情に応じ自由度を拡大すること。 ○各地商工会議所の議員定数の基準について、地域の実情に応じ自由度を拡大すること。 	日本商工会議所	経済産業省
282	5月15日	6月6日	店舗がなくても開業を可能とする理容師法、美容師法の店舗規制の見直し	<p>理容師、美容師の資格を持った若年者の就業を促進するとともに、外出ができない高齢者等の散髪や美容のニーズに対応するため、店舗がなければ開業が認められない理容師法、美容師法の店舗規制を見直し、全国どの地域でも、店舗がなくても出張で施術する新しい営業形態を認めること。</p> <p>(注)理容師、美容師は、理容師法第6条の2および美容師法第7条により、保健所の確認を受けて設置した理容所、美容所でなければ施術することができないが、高齢者など身体的理由で移動が困難であるなど、各都道府県の条例で定めがある場合は、例外として出張業務が認められている。</p> <p>(注)全国の有資格者数:理容師596,333人、美容師1,219,865人(平成24年度現在、(公財)理容師美容師試験研修センター調べ)</p>	日本商工会議所	厚生労働省
283	5月15日	6月6日	地下海水と真水(井戸水)の規制の分離	<p>沿岸部で地下海水を利用した新しいビジネスモデルである魚介類の陸上養殖プロジェクトを行いたいが、真水(井戸水)の枯渇などを防止する地下水条例の適用を受け、十分な海水の取水ができない。そもそも枯渇の恐れがない地下海水については、真水(井戸水)と規制を分離すること。</p> <p>(注)市町村で制定している地下水採取規制に関する条例等(市町村が未制定の場合は都道府県の条例等が適用される)により、地盤沈下防止や地下水保全、水道水源保全を主目的に、採取する地下水の量や揚水設備の揚水機の吐出口の断面積などの基準が定められている。</p> <p>(注)平成23年3月時点で、全国32都道府県、385市町村において地下水取水条例が制定されている(国土交通省水資源部調べ)。</p>	日本商工会議所	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
284	5月15日	6月6日	特許審査の迅速化とスーパー早期審査の対象拡大	<p>わが国企業が海外企業とのグローバル競争を勝ち抜くため、特許審査の迅速化を図るとともに、特に海外展開を図る可能性がある中小企業の出願にも幅広く「スーパー早期審査」を認めること。</p> <p>(注)特許審査には、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う「早期審査」と「スーパー早期審査」がある。なお、早期審査、スーパー早期審査にすることで特別に発生する手数料はない。</p> <p>(注)早期審査・スーパー早期審査の対象・要件、審査順番待ち期間(審査請求から一次審査までの平均期間) (対象・要件 審査順番待ち期間(2010年))</p> <p>早期審査:実施関連出願／外国関連出願／中小企業・個人・大学・公的研究機関等の出願／グリーン関連出願／震災復興支援関連出願 1.7ヶ月</p> <p>スーパー早期審査:早期審査の対象となる出願のうち「実施関連出願かつ外国関連出願であること」25日</p> <p>通常審査 — 28.7ヶ月 (注)スーパー早期審査・早期審査申請件数 2009年 2010年 2011年 スーパー早期審査 310(2009年) 395(2010年) 361(2011年)、早期審査 9,777(2009年) 11,042(2010年) 12,157(2011年) 審査請求件数(総数) 254,368(2009年) 255,192(2010年) 253,754(2011年) ※出典:特許庁ホームページ、特許行政年次報告書2012年版(特許庁)</p>	日本商工会議所	経済産業省
285	5月16日	6月6日	温泉から付随して出るガス(メタンガス)の有効利用促進	<p>1、温泉付随ガスを利用するためには、現状「鉱山法」に従って許可を得る必要がある。2、この許可を得るためにには、多大な資料を揃え(一般人では無理)、申請して1年以上も時間を要する。そのため、非常にもったいないと感じながらもメタンガスの大気放散を、ただ見ているだけの状況が殆ど。</p> <p>*この手続きを簡素化出来れば、1)国内エネルギーの有効利用が進む(国益になる)。2)メタンガスをそのまま放散(CO2の21倍)しなくなる。(環境負荷の減少)になる。</p> <p>3、ガスの量は、温泉付随ガスが出る場所で、1つの温泉から・100リットル/毎分～1,000リットル/毎分 程度と推定。4、温泉付随ガスの量は「鉱山法」で規制すべきエネルギー量としては微々たる量と思う。地下資源は、大切な国有財産。それが無駄になっているばかりか、地球温暖化の害になっている。</p> <p>*今出ているメタンガスを使うのですから「自家消費限定のガス使用の権利」とでもして、有効利用させてください。</p> <p>*国内の温泉付隨ガス総量で発電すれば、出力10,000～20,000kwの発電規模になると考える。(24時間連続の発電)</p>	個人	経済産業省
286	5月10日	6月6日	紙で管理されている公文書の電子化推進	<p>紙の状態で保管されている公文書の電子化に向けた予算措置を行い、全ての公文書を電子的に検索・参照可能なしくみづくりを行うことにより、将来的な文書管理負担の軽減と、オープンガバメントの一層の推進を目指すべきである。</p> <p>【提案理由】国の公文書は、2009年度の調査では90%以上が紙での管理となっている。このことがオープンガバメント推進の支障になっているのみならず、紙の保管のための庁舎費・委託費や、開示請求があった際などの人件費など、費用が増大する原因になっている。紙の公文書を電子化するには一時的に費用がかかるが、その後の費用削減効果を考えると早い段階で取り組むべき課題であると考える。</p>	民間団体	総内務閣閣省府官房

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
287	5月10日	6月6日	優れた提案者へのインセンティブを考慮した入札制度の見直し	<p>中小企業からの優れた提案を促すため、提案者自身による受注を優先させるなど、入札制度の見直しを図るべきである。</p> <p>【提案理由】現状、「中小企業者に関する国等の契約の方針」により、中小企業の受注機会を確保する取り組みが行われているが、中小企業の側から提案を行った場合の特段の配慮がないように見受けられる。</p> <p>中小企業が各省庁に提案を行っても、国からの発注は競争入札となり、提案した企業も他企業と同一条件で入札せざるを得ないため、提案に対するインセンティブが働くかない。</p>	民間団体	経済産業省
288	5月27日	6月6日	航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制の廃止	<p>完成機の型式区分ごとに許可対象となっている製造用設備の許可制度を廃止する。</p>	愛知県名古屋商工会議所(一社)中部経済連合会	経済産業省
289	5月27日	7月26日	臨時民間試験空域の設定	<p>当地から離陸した試験機の効率的な試験を可能とするため、臨時に試験空域を設定できるよう規制を緩和する。</p>	愛知県名古屋商工会議所(一社)中部経済連合会	国土交通省
290	6月10日	7月11日	6tバケット車(高所作業車)の中型運転免許対象からの除外	<p>中型免許が必要な車両を一律5t以上としている運転免許制度に関して、5t未満の車両と同等の技術で運転可能な車両については中型免許を要しないこととする等、要件の緩和を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】通信工事で使用する高所作業車は、高所作業の安定上、標準の車両重量が6tであるため、中型免許が必要である。しかし、普通免許で運転できる車両と比べ、運転上、何ら特別な技術が必要ではない。中型免許取得が可能な20歳になるまで一人で現場に行かせられないのは企業活動を阻害する制度ではないか。</p>	民間企業	警察庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
291	6月10日	7月11日	電柱等の運搬に関する制限外積載許可申請の一括化	<p>電柱等の運搬時に必要となる長尺物運搬の許可申請に関して、個別の搬送先ごとに申請が必要な現状を改め、工事するエリアごとに一括で運搬許可を受けることが可能となるよう改善を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 首都圏で電柱運搬(10m以下)を行うには狭隘な道路事情に併せ、2ントラックのセミロングボディ車で長尺物運搬を行っているが、警察より長尺物の許可を所得するには、運搬経路・運搬物の構造・等々の書類を求められる。毎日施工する電柱更改工事等に於いて運搬経路等を詳細に求められる警察もあり、許可を取るのが大変な状況である。</p>	民間企業	警察庁
292	6月10日	8月1日	道路使用許可申請の様式統一及び電子申請の導入	<p>①道路使用許可申請の様式統一を検討すべきである。 ②更なる対策として、インターネットでの申請を可能とすることを検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 道路使用許可申請の様式が所轄の警察署によって異なり、事業者はそれぞれの様式を入手して個別に記入しなければならない。様式が統一されれば、機械的な作成が可能になり、事業者の事務負担軽減が期待できる。</p>	民間企業	警察庁
293	6月10日	7月11日	工事中断期間に係る監理技術者等の専任義務の除外	<p>建設工事における監理技術者または主任技術者の現場専任義務について、連続して作業できない工事の場合、工事中断期間については現場専任を要しないこととするよう改めることを検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 工事1件の請負代金の額が2500万円以上(建築一式工事は5000万円以上)の公共性のある工作物に関する重要な工事は、監理技術者または主任技術者の現場専任義務があるが、連続して作業できない工事の場合、工事の中断期間も現場専任義務が除外されていない。中断期間は現場専任の必要はないのではないか。</p>	民間企業	国土交通省
294	6月10日	7月11日	監理技術者等の途中交代ルールの徹底	<p>建設工事の適正な施工の確保を前提に、「監理技術者制度運用マニュアル」に挙げられている条件に合致する場合には、監理技術者の交代を認め、周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 「監理技術者制度運用マニュアル」(国土交通省)で、監理技術者等の途中交代に関する考え方が示されているが、自治体からの発注に関して、発注者である自治体が途中交代を認めることがほとんどなく、事業運営に支障が出る場合がある。</p>	民間企業	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
295	6月10日	7月11日	電気通信工事業の監理技術者等の資格要件の緩和	<p>電気通信工事業の監理技術者等になるための実務経験要件について、現在の「請負代金の額が4500万円以上である工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験」の金額引き下げを検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 電気通信工事業の監理技術者等になるための実務経験要件は、請負代金の額が4500万円以上である工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験とされている。しかし、請負代金の小規模化により規定の実務経験を満たすことが難しくなっている。なお、小規模工事であっても指導監督的な実務経験を積むことに特段の影響はないと考える。</p>	民間企業	国土交通省
296	6月10日	7月11日	建設工事における主任技術者の専任要否を判定する基準の見直し	<p>建設工事における主任技術者の専任要否について、請負金額から材料費を除いた金額で判定するよう改めることを検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 請負金額が2,500万円以上(税込)の工事は、専任の主任技術者を置くこととされているが、この金額には材料費が含まれている。材料費は工事の規模に無関係なので、材料費を除いた金額に基づき主任技術者の専任要否を判断することすべきである。</p>	民間企業	国土交通省
297	6月10日	7月11日	作業場所の巡視義務の簡略化(ITを活用した遠隔確認の容認)	<p>一つの事業所において多数の小規模工事作業現場をかけ持つ場合は、実地の状況を十分に確認できるよう、当該規則による巡回義務を安全衛生責任者または現場監督員(職長)でも可能とするとともに、Webカメラや携帯電話のカメラ機能を活用して安全確保対策の実施状況を統括安全衛生責任者に報告する等、IT技術を活用した安全確認手段を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 労働安全衛生法第十五条により統括安全衛生責任者を選任した場合、労働安全衛生規則第六百三十七条第一項により毎作業日ごとに少なくとも1回の作業場所の巡視が義務付けられている。しかし、1つの事業所において多数の小規模工事作業現場を掛け持つする場合があり、1人で全てを巡視確認することが、安全確保上で最良の方法であるのか疑問である。</p>	民間企業	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
298	6月10日	7月11日	工事現場から元請業者が設置する保管場所までの建設廃棄物運搬の規制緩和	<p>建設廃棄物の運搬について、工事にかかる後次の請負業者でも運搬ができるようにするとともに、工事毎の契約ではなく基本契約にて運搬を可能とできるよう規制緩和を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 下請け業者に建設廃棄物を運搬させることが可能な条件として、元請業者(排出事業者)と直接請負契約をかわした業者のみ特例による運搬が可能となっているため、2次下請以降の請負業者は廃棄物の運搬ができない。このため、末端の現場で出た廃棄物を元請業者が設置した廃棄物保管場所に集める(=運搬する)ことが容易にできない場合がある。これにより、例えば住宅地内の現場から建設廃棄物を毎日運び出せず、住民に迷惑が及ぶような状況が発生することがある。</p>	民間企業	環境省
299	6月10日	7月11日	埋蔵文化財地域における簡易な工事に関する審査の簡略化	<p>占用済みの簡易な変更(例えば、既存の電柱と同じ場所・同じ深さに新しい電柱を立て替える等)については、市町村担当者の立ち合い調査のみで許可を出せるようにする等、審査の短縮を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 埋蔵文化財分布エリアで電柱の更改工事等では、「市町村教育機関等の窓口で受理→県で審査・許可」という手順になり、簡易な変更でも許可回答に1ヵ月以上かかる時があるなど、迅速な工事に支障がある。</p>	民間企業	文部科学省
300	6月10日	7月11日	電波伝搬路の保護を目的とした高層建築物等の届出条件の緩和	<p>高層建築物等の届出について、地上高31mを超えるものであっても、電波伝搬障害のおそれが小さい規模のものについては届出を不要とするよう、届出対象とする基準の見直しを行うべきである。</p> <p>【提案理由】 電波伝搬障害防止区域において、地上高31mを超える建築物・工作物を新設・変更する場合には、高層建築物等に係る届出が義務付けられている。これについて、既存ビルの屋上に設置するアンテナ支持柱のように、電波の伝搬に影響する可能性の低い小さな工作物まで届出対象とする必要はないのではないか。</p>	民間企業	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
301	6月10日	7月11日	景観条例に基づく届出に関する扱いの統一	<p>景観条例に基づく届出に関して、工作物に該当しないものについては、携帯電話の設備も「電気通信事業者の電気通信用のもの」に含むよう扱いを統一すべきである。</p> <p>【提案理由】 景観条例では、「電気通信事業者の電気通信用のもの」が届出対象から除外され、若しくは緩和されていることが多いが、自治体によっては携帯電話の基地局はこれに含まれないものとされる場合がある。東京都北区では、工作物に該当しない「ビル局のアンテナ支持柱」にまで景観条例に基づく届出を求められる。</p>	民間企業	国土交通省
302	6月10日	7月11日	自然公園法等による規制地域への携帯電話基地局設置	<p>自然公園法等による規制地域内への携帯電話基地局の設置については、公共施設とみなして設置判断するようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 自然公園法等による規制地域には、電柱など旧来から公共施設とされているものについては設置が認められやすいが、携帯電話基地局は公共施設とされず、設置が困難な場合がある。 しかし、携帯電話はもはや通信の主たる手段であり、高い公共性を有するものであるので、公共施設として設置を判断すべきである。</p>	民間企業	環境省
303	6月10日	7月11日	生産緑地への携帯電話基地局建設	<p>携帯電話基地局の公共性を考慮し、生産緑地への基地局設置を容易にする方向で許可基準を定め、各自治体に周知すべきである。</p> <p>【提案理由】 生産緑地に基地局を建設する場合、市町村長の許可が必要である(生産緑地法第8条)が、許可が下りない市町村がある(具体例:横浜市)。GPL(電柱タイプ)であれば生産緑地の機能を損なう規模ではないのではないか。</p>	民間企業	国土交通省
304	6月10日	7月11日	自然公園地域内の設備更改に関する届出条件の緩和	<p>自然公園地域内の既設設備の撤去、取替に関しては、届出を不要とし、各環境事務所に周知すべきである。</p> <p>【提案理由】 自然公園地域内の既設設備の撤去、取替に関して、各環境事務所ごとに対応が異なり、行為の届出が必要とされる場合がある。撤去・取替は現状よりも自然への影響が増えるものではないので、届出を不要とする方向で対応を統一してほしい。</p>	民間企業	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
305	6月10日	7月11日	建設リサイクル法の届出緩和措置の徹底	<p>建築物以外の工作物の新築・解体のうち、請負金額が500万円未満のものについては、建築リサイクル法に基づく届出が不要である旨を周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 建築物以外の工作物の新築・解体に関して、建築リサイクル法に基づく届出が必要なのは請負金額が500万円以上の場合とされているが、市町村によっては請負金額や廃棄物の有無にかかわらず、届出が求められる場合があり、事業者の負担になっている。</p>	民間企業	国土交通省
306	6月10日	7月11日	登録検査等事業者制度における判定員の資格要件の緩和	<p>無線局の立入検査について、第一種陸上特殊無線技術士も登録検査等事業者の判定員となれるよう、資格要件の緩和を検討すべきである。</p> <p>具体例: 「第一級陸上特殊無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一定年数(三年以上など)従事した経験を有すること」</p> <p>【提案理由】 無線局には、国による立入検査制度があるが、「登録検査事業者の判定員」が検査し、証明書を提出することで代替できる。判定員になれる者の要件として「第一級・第二級陸上無線技術士」があるが、登録検査事業者が有資格者を確保するのが難しいため、下位資格の「第一級陸上特殊無線技術士」でも判定員になれるよう要件を緩和すべきである。</p>	民間企業	総務省
307	6月10日	7月11日	地下街等の閉空間(IMCS)における電波申請書(工事設計書)の簡素化	<p>IMCSの電波申請で、多数のアンテナに関する申請を同時にを行う際には、1件ごとの入力ではなく、一覧表の添付(Excel、csv形式など)で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 ビル内・地下鉄・地下街などの閉空間(IMCS)では、屋外に比べ微弱な携帯電話用アンテナを多数設置する方式をとるため、アンテナ数は、屋外の数十倍となることもある。 総務省「電波利用電子申請・届出システム」でIMCSの電波申請書を作成する際、多数のアンテナ情報を一つひとつ入力していくかなければならず(しかも入力内容はほとんど同一)、非常に煩雑である。</p>	民間企業	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
308	5月30日	7月11日	銀行代理業における「外貨預金等書面」の特例及び「同一の内容」の特例に係る規制の見直し	<p>提案の具体的な内容: 銀行代理業者にも「外貨預金等書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例」(銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号及び第2号、第14条の11の29第1項第1号及び第2号参照)が適用されるよう規制を見直して欲しい。</p> <p>提案理由: 「銀行代理業者」が行う特定預金等契約に関する業務については、「銀行」が行うそれと概ね同様の行為規制となっているが、「外貨預金等書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例」は除かれている。(銀行法施行規則第34条の53の10、第34条の53の16、平成19年7月31日「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の概要」I. 1.(8)参照)。特定預金等契約に係る規制は、幅広い金融商品についての横断的な制度の整備を図るために、金融商品取引法における販売・勧誘規制を準用しないし同等の規制を規定したものとされている。上記のように「銀行」と「銀行代理業者」において規制内容が異なることの趣旨は明らかではないが、少なくとも金融商品取引法に基づいて金融商品の販売を行っている金融商品取引業者が、銀行代理業者として特定預金等契約に関する業務を行う場合に、外貨預金等書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例」の適用を除外し、銀行以上に厳格な規制を課す合理的な理由はないと思われる。</p>	株式会社大和ネクスト銀行	金融庁
309	5月30日	7月11日	銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業等」に利用することに関する規制を撤廃して欲しい	<p>銀行代理店制度の創設に際し、「代理店の有する幅広い顧客ネットワーク」の活用が期待されているが(平成17年10月18日衆議院財務金融委員会)、非公開情報の利用にかかる規制により、兼業業務における取引状況等をもとに特定の顧客に対して行う商品案内(ダイレクトメールの送付等)が難しい状況にあり、顧客ネットワークの活用の障壁となっている。その結果、顧客が多様な商品の情報を知る機会を逸することにも繋がっている。また、顧客との継続的関係を考えても、銀行代理業者が預金等の商品案内を行う際には、従来の兼業業務における取引状況等を踏まえてこれを行なうことが望ましいものと思われる。例えば、銀行代理業者である金融商品取引業者において、外貨建て金融商品の投資経験のあるお客さまをピックアップして外貨預金をお勧めするといった行為は、適合性の原則に沿ったものであり、顧客保護の観点から問題があるとは考えられない。さらに、現状、銀行が行内の預金情報を使って投資信託等を販売することについて、顧客の同意を必要とする規制がないことに鑑みても、銀行代理業者が兼業業務に係る取引情報を銀行代理業等に利用することについて、顧客の同意を不要としても、顧客保護の観点から問題があるものとは考えられない。なお、銀行代理業者において「提携会社等の商品の勧誘や販売」を個人情報の利用目的として公表していれば、兼業業務で得た情報を銀行代理業等に利用しても目的外利用にはならない(顧客にとって想定外の利用にはあたらない)と考えられる。</p>	株式会社大和ネクスト銀行	金融庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
310	5月31日	7月11日	ノンバンクの総量規制を緩和してください	事情によりノンバンクから借入し事業の運転資金に充てております。最近になって為替によって輸出競争力が上がり、大口商談も増えてきましたが、その対応にあたり、キャッシュフローが一段と深くなってしまいます。将来的には入金し利益を得られるのですが、ノンバンクの総量規制があるため運転資金融資を増額できません。このような中小工場は非常に多く、正規の融資事業者でない、高利の業者からの借り入れを使わざるを得ない事業者もあります。何卒ご検討のほど、宜しくお願い申し上げます。		金融庁
311	5月31日	8月1日	タバコ販売許可取得の不公平是正	店舗面積400平米以上の店は既存店との距離があっても販売許可が取得できる。400平米以下の店は既存店と一定距離がないと販売許可が取得できない。一定距離の撤廃ないしは、25メートルにしてください。小規模店の活性化により、景気の回復が期待できる。	中村酒店	財務省
312	6月3日	7月11日	現在、道路にゴミステーションの設置は認められていないが、政令で設置ができるようにしてほしい。	提案事項にも記載したが、現在、道路にゴミステーションの設置は認められていないが、条件付きで、設置を認めてほしい。その理由は、今や、ゴミステーションは、生活インフラといつても過言ではない。現在、道路に設置できるモノは、道路法第3節 道路の占有の第32条に掲げてある第1項~第7項で、その中にゴミステーションが入っていないため、道路管理者においても、設置が許可できない状況。現在では、伸縮式のゴミステーションも数多く開発、発売されているにも関わらず、いずれの道路管理者でも、許可を下していないのが、現状。現状、カラスや猫、犬などの鳥獣被害が多く、いずれの町内会でも大変困っている。もちろん、提案者も、いずれの道路にも、また、いずれのゴミステーションも許可をしてほしいと、言っているわけではなく、一定の条件を課して、許可が可能になるような政令を作ってほしいと希望するもの。たとえば、設置後の道路の幅員が、歩道の場合、何メートル、一般道路の場合、何メートルの幅員が確保できれば、許可できるとか、ごみの日以外は、何センチまで伸縮できるとかいう、条件付きでいいと思っている。広島市の場合はこの第32条の対象工作物または物件に記載がないものは、一切、道路の設置ができない、と言っている。交通に邪魔にならない場所、地域においては、無許可で、堂々と設置している状況。無届、無許可で設置しても、道路管理者では、撤去命令を出すわけではなく、指導管理もやっていない。道路上に、バイクや自転車を駐輪すれば、罰金や強制移動するが、ゴミ箱は、全然おとがめなしの不法状態。これでは、何か、矛盾を感じる。ちゃんとした、条件を付して、許可をだすような政令ができれば、違法な設置には罰金なり、強制撤去も可能になる。今の広島市では、設置申請をすれば許可がでないので、無届で、歩道や一般道路に堂々と、設置しているのが数多くある。広島市の道路管理課に掛け合っても、法律にゴミステーションの物件、工作物の記載がない以上、どうすることもできない、との返答。法改正は、難しいと思われるが、政令として、条件付きでゴミステーションの物件または工作物を第32条に記載をお願いしたい。	民間企業	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
313	6月6日	7月11日	規制改革に関する提案(理美容業界)	<p>1. 規制改革の概要:現行、疾病等理美容所に来る事ができない人を除き、理美容所以外での施術は行えないが、これを施術内容の限定と施術内容を記録することを条件とし、訪問等による理美容所以外での施術を認めることを提言したい。この改革により、次の効果が期待できる。1)出産・育児等で離職した理美容師免許保有者の復職機会の創出。2)疾病等ではない理由で理美容室に来れない人への理美容サービスという新しいマーケットの創出。3)自宅で自らカッティング等をしている人たちの衛生面の改善。そして、疾病等に限らず、高齢者や育児中の親、妊娠婦、仕事に忙しい人が自宅や職場で美容施術を受けられるようになれば、高齢者や子育て世代に優しい社会、元気を与える社会作りに「美容」という観点から、貢献できると考える。なお、本提案は、現行の理美容所制度を否定するものではなく、あくまでも理美容所で働けない人の復職機会を創出するものであり、また、理美容室を利用していない新しい市場の創出であり、現行制度を補完するものである。</p> <p>(2)背景:1)復職機会の創出の可能性、理美容師免許を持っていながら、現在理美容業に従事しておらず、復職を希望する女性理美容師は約8.4万人いると推計する。【注1】</p> <p>2)理美容サービスの新しいマーケットの可能性、理美容室に疾病等ではない理由で行かない人は、約190万人いると推計する。【注2】</p> <p>3)衛生面改善の可能性、自宅等で自らまたは家族等がヘアカットしている人は、約1,900万人いると推計する。【注2】</p>	民間企業	厚生労働省
314	6月7日	7月11日	市街化調整区域における開発許可の緩和	<p>具体的な内容:①市街化調整区域における許可不要で建築することができる「公益上必要な建築物」の中で、「貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る)の用に供する施設である建築物」とあるが、特別積合せ貨物運送の限定を削除し、一般貨物運送事業者すべての流通施設を対象とされたい。なお、特別積合せ貨物運送事業(旧法の一般路線貨物自動車運送事業)は、平成元年の貨物自動車運送事業法が制定された際、一般貨物自動車運送事業に包含された。</p> <p>②津波等の防災・減災が叫ばれる中、沿岸部の事業場からの移転・分散が可能になり、地域経済の活性化に役立つものと思われることから、一般貨物運送事業の用に供する建築物についても「公益上必要な建築物」として許可不要とされたい。</p> <p>要望理由等:市街化調整区域における開発許可について、「公益上必要な建築物」は許可不要で建築することができる。特別積合せ貨物運送事業は(1)不特定多数の荷主の貨物が大量に持ち込まれる事業場間において、(2)それらの貨物を積合せて長距離にわたり定期的に運送する、(3)物流の幹線としての役割を担う極めて公益性の高い事業であり、(4)土地収用法においても、土地収用適格事業とされていることから、開発許可不要とされている。特別積合せ貨物運送事業以外の一般貨物自動車運送事業も、日々の国民生活、産業活動を支える公益性の高い事業である。先般の東日本大震災における緊急支援物資輸送、復旧・復興のための資材輸送も、一般貨物自動車運送事業者が担ってきた。</p>	公益社団法人全日本トラック協会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
315	6月7日	7月11日	トラック・トレーラの車検期間の見直しについて	<p>具体的な内容: トラック・トレーラの車検期間の延長を要望する。</p> <p>具体的な内容等: 車両総重量8トン未満のトラックについては、初回車検期間が平成12年に延長され2年となつたが、自動車技術の進展、ユーザー負担の軽減の観点から、</p> <p>(1)車両総重量8トン以上のトラック・トレーラについても、初回車検の期間を2年とされたい。</p> <p>(2)8トン未満のトラックについては、2回目以降についても期間を2年にされたい。</p>	公益社団法人全日本トラック協会	国土交通省
316	6月24日	7月11日	複数の団地管理組合を含む建築基準法第86条の一団地認定区域の分割手続きの緩和	<p>建物の老朽化に伴い団地の建替えを検討中の真砂一丁目団地(千葉市美浜区、S51年竣工、26棟1,040戸)は、隣接する2団地(UR分譲団地550戸およびUR賃貸団地1,776戸)と一体的に建築基準法第86条の一団地認定がなされており、建築基準法上の敷地として扱われている。86条は敷地内に複数の建築物を建築する場合に、本来建築物ごとに必要とされる接道義務などを緩和し、計画通知手続きを1度で済ませるために、当団地の建築当時、建築主であった住宅公団が認定を受けたもの。現在は、道路も整備され、分譲と賃貸の3団地に分割されそれぞれ独立した住宅団地として運営されており、3団地を一団地とする86条規制をかけておく合理的な理由は全くない。86条の一団地内では、建築確認を要しない小規模な増築等を行う場合でも86条の2に定める再認定手続きが必要となり、その際一団地内すべての権利者名簿の提出、周知措置の実施と結果報告が必要とされている。さらに、UR賃貸団地に既存不適格建物があり、上記手続きの際には建築審査会の同意も必要とされ、費用や労力の面で管理組合に大きな負担がかかっている。今後、当団地の建替え手続きが進み、建替計画の建築確認段階には86条の2の再認定手続きのため、一団地内の他団地を含めた権利者名簿の提出、周知措置などとともに、他団地の既存不適格に起因する建築審査会の同意手続きも必要になる。このようなことから、当団地管理組合としては、現在の他団地を含む一団地認定の区域を分割し、他団地とは別の一団地認定区域として当団地の範囲内で建替え等の手続きがスムーズに進められるように切に希望する。一団地認定区域の分割・縮減には86条の5により区域内関係者の全員同意が必要となるが、1,600戸近い関係者全員からの合意取得は現実的には不可能。当一団地では3団地の接道に問題はなく、団地間で容積の移転等も行っておらず、3団地をそれぞればらばらに86条区域として分割したとしても建築基準法上の新たな問題は生ぜず、関係権利者にとってもこれに反対する合理的な理由は無いと考える。一団地認定地区的分割手続きに関する現行法の改正、あるいは、手続きの規制緩和を求める。</p>	真砂一丁目管理組合・同再生推進委員会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
316	6月24日	7月11日	建築基準法第86条の一団地認定をうけた団地の建替えに戸建住宅を導入する場合の再認定手続きの緩和	<p>また、この一団地認定区域内のUR賃貸団地に建築基準法56条の2の日影による高さ規制についての既存不適格建物が存在する。当団地は、建替え後の土地利用として共同住宅の他に戸建住宅街区(約200戸)の導入を計画しているが、現行法では、これらの戸建住宅の新築や増改築の際にも共同住宅の場合と同様に、86条の2の一団地の再認定の手続きが必要であり、かつ、他団地に既存不適格建物があるためその都度、建築審査会の同意が求められる。戸建住宅の個々の建築主は、個別に上記の手続きを行わざるを得ず、戸建て住宅の購入者のみならず事務処理を行う行政側にとっても過重な負担とならざるをえない。当団地のような郊外型大規模団地の再生手法として戸建て街区導入を検討するケースは今後ますます増えるものと考えられるが、一団地認定をうけた団地の場合の戸建住宅新築・増改築に伴う一団地再認定手続きに関する法改正、あるいは地区計画などの他の規制により代替手続きで建築可能となるような規制緩和を求める。なお、当団地では平成22年度に国土交通省の「住宅市場整備等推進事業(マンション等安心居住推進事業)」の補助金をいただき郊外型大規模団地建替時の一団地認定等にかんする課題について検討をおこなっている。</p>	真砂一丁目管理組合・同再生推進委員会	国土交通省
317	6月3日	7月11日	優越的地位について	<p>独占禁止法は、弱小企業(中小企業)を保護し、望ましくない行為への同意を他企業に強要する大企業を処罰するための、優越的地位の濫用に適用される法規を含んでいる。これは、国内企業と外国企業双方にとっての問題である。曖昧なこの法規を順守することは困難であり、弱小企業を保護することに熱心な公正取引委員会は、とりわけ損失分担の問題に関し、欧米で一般的な商慣行と相反している。</p> <p>提案: 望ましくない行為の強要から弱小企業を守ることを十分に理解する一方、両当事者が損失分担に同意する場合には損失分担を可能にする形に独禁法を改正することを要望する</p>	民間団体	公正取引委員会
318	6月28日	7月11日	再生可能エネルギーの導入促進について	<p>【具体的な内容】 農地法や河川法などの関係法令等の規制緩和等を行うこと。</p> <p>【提案理由】 農地転用許可後も長期間未利用となっている農地について再生可能エネルギー発電施設の設置により農業振興に資すると認められる場合には第1種農地でも利用目的の変更を可能とするような規制緩和や、河川法における許可水利権を有していない農業用水(慣行水利権)などを発電に使用する場合の手続きの簡素化など更なる規制・制度改革が必要。</p>	地方自治体	国農土林交水通産省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的な内容及び提案理由	提案主体 名 (会社名・ 団体名)	制度 の 所管 官庁
319	6月28日	7月11日	再生可能エネルギーの導入促進について	<p>【具体的な内容】 再生可能エネルギーの導入拡大に支障が生じないよう、送配電網の強化など系統接続の円滑化のための措置を講じること。</p> <p>【提案理由】 導入拡大に伴い、送電容量の逼迫や系統連携手続の遅延など支障が生じていることから、早急に送配電網の強化や申請手続きの簡素化など系統接続の円滑化を図ることが必要。</p>	地方自治体	経済産業省